

第 3 部 災害応急対策計画

第 3 部 災害応急対策計画

第 1 章 初動期

大規模地震等が発生した場合、西東京市災害対策本部(以下「本部」という。)を設置し、市民をはじめ、国、都、他市及びその他防災機関の協力により応急対策を実施する。

なお、災害初期の対応と沈静後の対応が異なるため、概ね発災後 3 日間(72 時間)程度は人命救助及び被害の発生を最小限にとどめることを最優先とする「初動期」と位置づけ、初動態勢の確立及び緊急対応を図る。

本部設置前は、所要の組織による情報連絡体制の確立を図る。

第 1 節 災害対策本部の設置

1 本部の設置・廃止

本部の設置	市長は、市の地域に地震等による災害が発生した場合、又は発生のおそれがあり、非常配備態勢を発令する必要があると認めた場合、災害対策活動の推進を図るために本部を設置する。 ただし、夜間休日等の勤務時間外を問わず震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、本部を自動設置する。 なお、本部が設置される前における災害応急対策の実施については、本部が設置された場合に準じて処理する。 本部を構成する部の部長の職にある者は、本部を設置する必要があると認めるとき、危機管理室長に本部の設置を要請することができる。 危機管理室長は、本部設置の要請があった場合、その他本部を設置する必要があると認めた場合、本部の設置を市長に申請する。
本部設置場所	本部は、原則として防災センターに設置する。
現地災害対策本部	被害が局地的であるなどの災害の状況等を判断し、必要に応じ被災地付近の避難場所等に現地災害対策本部を設置する。
本部の廃止	本部長(市長)は、市の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるとき、本部を廃止する。

2 本部の設置・廃止の通知・公表

通知・公表先	<p>危機管理室長は本部を設置（又は廃止）したとき、直ちにその旨を次に掲げる者に通知・公表する。所属長は通知を受けたとき所属職員に対し周知徹底させる。</p> <p>通知・公表先</p> <p>副本部長（副市長・教育長） 部長及び各事務局の長 東京都知事（総務局災害対策本部） 田無警察署長、西東京消防署長 消防団長、近隣市長、各防災機関、本部長が必要と認めた団体 市民、報道機関</p>
本部の標示の掲出	本部が設置された場合、防災センターの玄関又は適当な場所に「西東京市災害対策本部」の標示を掲出する。

3 災害対策本部の組織

組織	<p>本部に災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）及び部を置く。 部に部長を置く。 本部長室及び部に属すべき本部の職員は市長が別に定める。</p>
本部長等の職務	<p>災害対策本部長（以下「本部長（市長）」という。）は本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。</p> <p>災害対策副本部長（副市長、教育長）は本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたとき、その職務を代理する。</p>
本部長室の構成及び職務	<p>本部長室は次の者をもって組織する。</p> <p>災害対策本部長（市長） 災害対策副本部長（副市長、教育長） 災害対策本部員（市長の事務局に属する担当部長、教育委員会に属する担当部長、議会事務局長、及び本部長が指名した西東京市の職員） 本部長室の庶務は、危機管理室が行う。</p> <p>本部長室は、次のことについて本部の基本方針を審議策定する。</p> <p>本部の非常配備態勢及びその解除に関すること。 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 避難の勧告又は指示に関すること。 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関すること。 都又は他の市町に対する応援要請に関すること。 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。</p>
各部	<p>部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理する。 各部の職員は部長の命を受け、部の事務に従事する。</p>

4 本部の運営

<p>本部長室の開設</p>	<p>本部が設置されたとき、危機管理室長は、直ちに本部長室を開設するために必要な措置を取る。 本部長室開設後は、危機管理室長が運営を統括する。</p>
<p>本部長室の審議</p>	<p>本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるとき、副本部長及び本部員を招集する。 本部長は、特に必要があると認められるとき、本部長室構成員以外の市職員のうちから、本部長室への出席を指名することができる。 部長は、その所管事項に関して本部長室に付議すべき事項があるとき、速やかに本部長室に付議しなければならない。</p>
<p>本部と報道機関との連絡</p>	<p>本部の報道機関に対する発表は、原則として記者室で行う。</p>
<p>本部の通信</p>	<p>本部の通信の運用管理は、危機管理室長が統括する。 各部長は、本部が設置されたとき、直ちに通信連絡態勢の確保を図らなければならない。その他本部の通信の運用管理については、「情報連絡体制」に定めるところによる。</p>
<p>本部長への措置状況等の報告</p>	<p>各部長は、次の事項について、速やかに本部長に報告しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査把握した被害状況等 実施した応急措置の概要 今後実施しようとする応急措置の内容 本部長から特に指示された事項 その他必要と認められる事項

5 防災会議の招集

市の地域に災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策に関し、市、都及び各防災機関相互の連絡調整を図る必要があると認められるとき、防災会議の委員は会長（市長）に防災会議の招集を要請する。

6 初動期の組織編制

大規模な震災時の初動においては、現行の市の組織を越え、市民の生命、安全の確保のため災害対策本部に情報管理、指揮命令を一本化し、職員の総力を持って災害応急対策を実施する。

災害対策本部	本部長室	チーム	対策部
本部長(市長)	本部長・副本部長 本部員(企画部長、総務部長、危機管理室長、市民部長、福祉部長、子育て支援部長、生活環境部長、都市整備部長、教育部長、議会事務局長) 庶務(危機管理室)	対策本部チーム	危機管理部
			広報部
			総務部
副本部長(副市長、教育長)		被災市民対策チーム	避難対応部
			救命対応部
			安否情報部
	まち対策チーム	物資輸送部	
		被害対応部	
		給水対応部	

担当部・課の名称は、組織改正により変更する場合があるが、新しい課等が当該事務を継承する。

【初動期の各部班の分掌事務（初動期：概ね 72 時間以内）】

各部班の分掌事務は、次のとおりである。

対策本部チーム

主な職務：情報収集、広報、記録、出納、災害対策本部事務

対策本部チーム長：危機管理室長 副部長：企画部長、総務部長、議会事務局長

	部名	班名	平常時の課名	所掌事務
対策本部チーム	危機管理部	危機管理班	危機管理室	非常配備態勢指示及びその解除 重要な災害情報の収集及び伝達 避難の勧告又は指示 消防団出動要請・指示 防災機関との調整、応援要請 オープンスペースの利用指定 現地災害対策本部の設置 本部長室の庶務
	広報部	広報・記録班	秘書広報課 情報推進課 総務法規課	広報対策・報道対策 災害対策本部の活動記録作成 ライフライン事業者との連絡 重要データの保全
		情報・調整班	企画政策課 財政課	本部長室と各部の連絡調整 被災状況等の分析 民間協力団体、防災市民組織等との 連絡調整 危機管理班の応援
	総務部	施設・車両班	管財課 建築営繕課	車両の管理・配車・確保 緊急車両申請事務 輸送需要の把握 市施設の安全点検 市施設の被災判定・応急復旧
		職員班	職員課	職員及びその家族の安否確認 職員の参集状況管理 職員及び他市町村等応援職員の寝食 等の対応
		会計班	契約課 会計課	現金出納
		応援班	議会事務局 選挙管理委員会 監査委員会	市議会との連絡 人員不足の各部・班の補助

被災市民対策チーム

主な職務：避難所の開設・運営、医療救護、人命救助、市民の安否情報の収集、災害時要援護者への支援、遺体収容・安置

被災市民対策チーム長：市民部長 副部長：福祉部長、子育て支援部長、教育部長

	部名	班名	平常時の課名	所掌事務
被災市民対策チーム	避難対応部	学校避難所班	教育企画課 学校運営課	避難者情報の収集・集約 児童・生徒の安全確保 学校避難所の開設 避難所内への誘導 避難住民への対応 負傷者等への対応 帰宅困難者への対応 施設の安全点検
		避難所班	社会教育課 スポーツ振興課 公民館 図書館	所管施設利用者の安全確保 所管避難所の開設 避難所内への誘導 避難住民への対応 負傷者等への対応 帰宅困難者への対応 施設の安全点検
		教職員班	教育指導課	教職員の勤務記録 教職員の寝食等の対応 教職員及びその家族の安否確認
	救命対応部	医療救護班	健康年金課	所管施設利用者の安全確保 医療救護所の設置・医療救護 市薬剤師会と連携した医薬品及び衛生資材の調達及び輸送 医療スタッフの搬送 市医師会・市歯科医師会への医師等の派遣依頼 市内医療機関の被害状況の把握 遺体の収容・安置
		福祉班	生活福祉課	傷病者の輸送 西東京市社会福祉協議会等との連絡
		救出支援班	市民課 市民税課 資産税課	要救助者の救出救助の指揮・支援 医療救護班への支援 行方不明者の特定
		食料班	納税課	備蓄食料等の輸送配分
	安否情報部	二次避難所班	高齢者支援課 障害福祉課 保育課	所管施設利用者の安全確保 所管避難所の開設 要介護への介護 介護サービス提供事業者等との連絡調整
		安否確認班	高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援課 児童青少年課 子ども家庭支援センター	所管施設利用者の安全確保 緊急通報システム救助要請への対応 災害時要援護者の安否確認 災害時要援護者の保護 市内社会福祉施設の被害状況調査 行方不明者等相談

まち対策チーム

主な職務：緊急物資の搬送、被害状況調査、輸送道路の確保、飲料水の確保・供給、
上下水道の被害状況の把握

まち対策チーム長：生活環境部長 副部長：都市整備部長

	部名	班名	平常時の課名	所掌事務
まち対策チーム	物資輸送部	物資輸送班	生活文化課 産業振興課 環境保全課	輸送道路の状況の把握 輸送拠点・集積場の確保 輸送ルート選定 災害対策用資機材の搬送 ガソリン、石油等の確保・調達等
	被害対応部	被害調査班	都市計画課 用地課 再開発課	都市施設の被害状況調査・集約 危険箇所の緊急パトロール・対応 建築物の応急被災判定
		道路啓開班	道路建設課 道路管理課	緊急輸送道路及び市内道路の被害情報 の集約 道路の障害物除去・啓開 西東京市建災防協会との連絡 救出・救助用資機材の調達
		廃棄物処理班	ごみ減量推進課 下水道課	施設・設備の点検 下水道施設・設備の被害把握と復旧 活動 がれき一次処理
	給水対応部	給水対応班	みどり公園課 水道課	水道施設・設備の点検 上水道施設・設備の被害把握と復旧 活動 東京都水道局多摩水道改革推進本部 との連絡調整 飲料水確保・給水活動 西東京市水友会との連絡

【部・班の分掌事務における共通事項】

<p>所管施設の被害状況報告に関すること。 職員の動員報告に関すること。 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。 班関連の災害記録に関すること。 市民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。 所管施設の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること。 所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること。</p>

第2節 職員の活動体制

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で本部を設置したとき、状況により次の区分に基づき配備態勢の指令を発し、部長及び本部の職員を配備する。

1 配備態勢の決定及び災害対策組織の設置基準

以下の発令基準に基づき配備態勢及び災害対策組織を決定するが、状況に応じ臨機に態勢強化・変更を発令する。 震度階は多摩東部地域

本部設置前

災害対策本部を設置する前の段階（震度4の地震発生、東海地震観測情報の発表等）は、危機管理室により情報連絡体制を確立する。

勤務時間内

配備態勢	発令基準	参集方法・配備態勢決定	配備要員	災害対策組織名
第一非常配備態勢	震度5弱の地震が発生	自主参集・自動配備	危機管理室、都市整備部	災害対策本部
	東海地震注意情報に接した場合			
	市長が発令	連絡		
第二非常配備態勢	警戒宣言が発令された場合	自主参集・自動配備	上記に加え市民部、生活環境部	
	市長が発令(同地被害の発生等)	連絡		
第三非常配備態勢	震度5強以上の地震が発生	自主参集・自動配備	全職員	
	市長が発令(災害拡大の危険等)	連絡		

勤務時間外（夜間・休日等）

配備態勢	発令基準	参集方法・配備態勢決定	配備要員	災害対策組織名
緊急初動態勢	震度5弱の地震が発生	自主参集・自動配備	危機管理室、緊急初動要員	初動本部
	東海地震注意情報に接した場合			
特別非常配備態勢	警戒宣言が発令された場合	自主参集・自動配備	上記に加え都市整備部、市民部、生活環境部の市内在住者	災害対策本部
	震度5強以上の地震が発生			
	危機管理室長が発令(災害拡大の危険等)	連絡	全職員	

2 非常配備態勢（勤務時間内）

第1～第3の非常配備態勢

種 類	発 令 の 時 期	態 勢	配備要員
第1非常 配備態勢	1 震度5弱の地震が発生したとき。 2 「東海地震注意情報」を受けたとき。 3 災害の発生その他の状況により本部長が必要と認めたととき。	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢	危機管理室、都市整備部
第2非常 配備態勢	1 局地災害が発生したとき。 2 「東海地震予知情報 - 警戒宣言」を受けたとき。 3 その他の状況により、本部長が必要と認めたととき。	第1非常配備態勢を強化し、局地災害に直ちに対処できる態勢で、かつ社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢	上記に加え市民部、生活環境部
第3非常 配備態勢	1 震度5強以上の地震が発生したとき。 2 市内の数地域で災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 3 災害が拡大し、第2非常配備態勢では対処できないとき。 4 その他の状況により、本部長が必要と認めたととき。	本部の全組織をもって対処する態勢 第2非常配備態勢を強化し、複数の地域についての災害に直ちに対処できる態勢で、かつ避難所の開設や応急対策活動ができる態勢	全職員

菅平少年自然の家職員2名は除く。

非常配備態勢の特例

本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたととき、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種類の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

3 夜間、休日等における職員動員体制

(1) 緊急初動態勢

地震等の災害時は、初動段階での対応が、その後の防災対策の成否を左右する。特に、近年は職員の居住地域が遠距離化する傾向にあり、夜間休日等の勤務時間外に大地震が発生した場合、職員の参集の遅れや、情報の混乱等により防災対策上の立ち遅れが懸念される。

このため、小・中学校を防災活動拠点として位置づけるとともに、発災後にその拠点に参集し初動活動に従事する「緊急初動要員」として市内居住職員を中心に編成し、発災初期の活動態勢に必要な要員を確保する。

緊急初動態勢により職員が配置される場合は、震度5弱の地震が発生又は東海地震注意情報に接した場合である。

【緊急初動態勢】

組 織 名	出 動 場 所	態 勢 要 員	担 任 事 項
初 動 本 部	防災センター	危機管理室長 危機管理室に 属する職員 その他職員	1 緊急初動態勢に関すること。 2 東京都及び防災機関との連絡に関すること。 3 初動支部との連絡に関すること。 4 初動支部への指揮に関すること。 5 災害対策本部設置の準備に関すること。 6 その他災害応急対策に必要なこと。
初 動 支 部	28 小中学校	各 5 人	1 一時避難場所及び開設維持のための活動 2 情報収集連絡活動 3 その他市民の安全確保を図るために必要な活動

(2) 特別非常配備態勢

警戒宣言が発令された場合及び震度5強以上の地震が発生した場合等は、以下の特別非常配備態勢により災害に対応する。

種 類	発 令 の 時 期	態 勢	配 備 要 員
特別非常 配備態勢	警戒宣言が発令された 場合	夜間、休日等の 勤務時間外にお いて、自発的に、 直ちに職場に参 集し、所属部長の 指揮下に入り災 害に対処できる 態勢	危機管理室、緊急初動要員 都市整備部、市民部、生活環境 部の市内在住者
	震度5強以上の地震 が発生したとき		全 職 員
	危機管理室長が発令 (災害拡大の危険等)		

4 職員の基本的責務

(1) 各部長及び班長の基本的責務

各部長は、あらかじめ各非常配備態勢において業務に従事する配備職員の名簿を作成するとともに、所属職員の非常招集の連絡方法等を定め、これを所属職員に周知徹底させておかなければならない。

各部長は、非常配備態勢の指令を受けたとき、直ちに災害状況に応じて以下の措置をとらなければならない。

(ア) 所属職員を掌握すること。

(イ) 職員に任務を指示して、所定の部署に配置すること。

(ウ) その他、高次の非常配置態勢に応じる職員の配置に移行できる措置を講じること。

各班長（課長）は、部長を補佐するとともに、部長に事故あるときはその職務を代行する。

(2) 職員の基本的責務

本部に属するすべての職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守しなければならない。

常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。

不急の行事、会議、出張等を中止すること。

正規の勤務時間が終了しても、班長の指示があるまで退庁しないこと。

勤務場所を離れる場合、班長と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。何らかの事情により直ちに参集できない場合でも、必ず本部又は班長と連絡をとり、自分の安否を知らせること。

非常配備態勢が発令されたときは、万難を排して速やかに参集すること。

自らの言動によって市民に不安を与え、市民の誤解を招き、また、本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること。

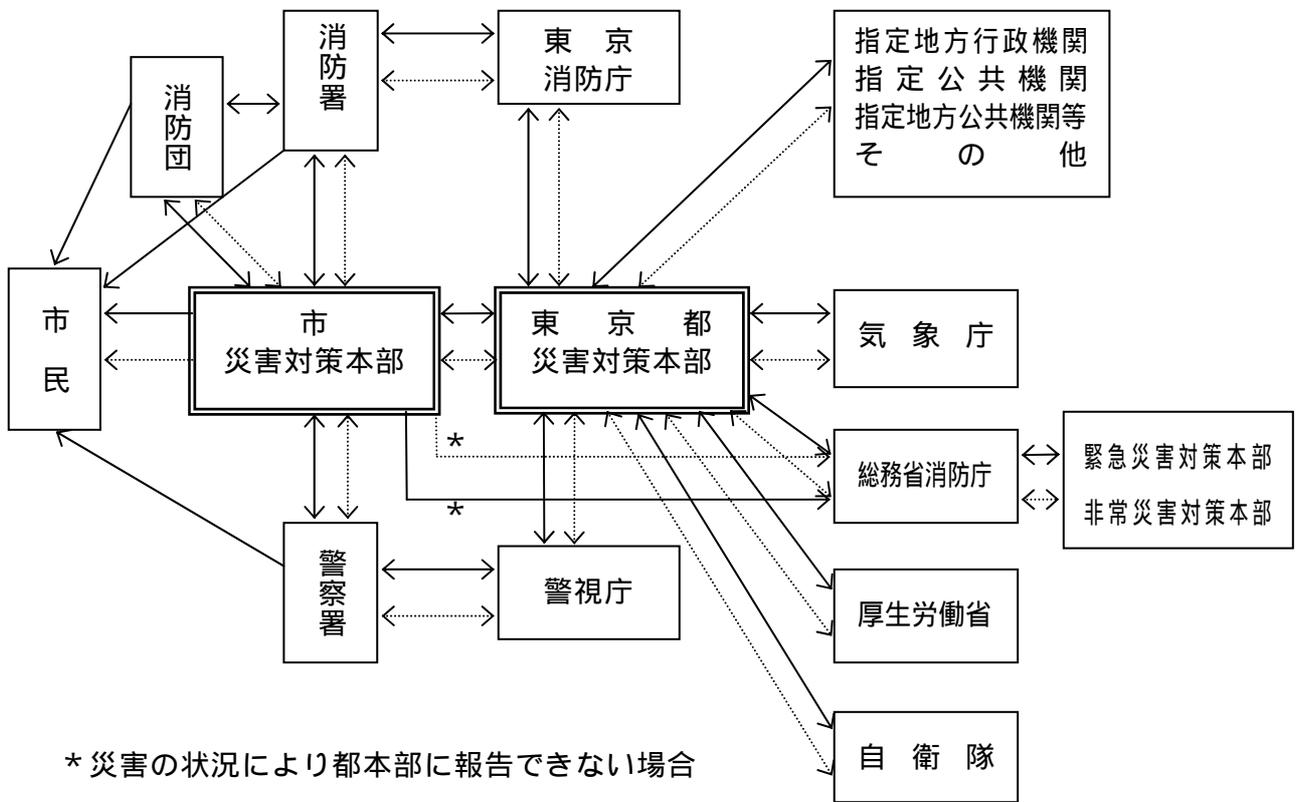
第3節 通信体制の確立・情報の収集

地震災害が発生した場合、市及び関係防災機関は、情報連絡体制に基づき、連携して被害状況を把握、伝達し、的確な応急対策を実施及び都に概括的報告をする。また、この時点で、市において対応が困難な災害と判断した時は、速やかに応援要請を行う。

1 通信連絡系統

震災時の通信連絡の系統図及び各防災機関の体制は、次のとおりとする。

【通信連絡の系統図】



* 災害の状況により都本部に報告できない場合

凡例	
——	無線又は口頭
.....	無線

【各防災機関の態勢】

区 分	内 容
市	<p>1 都が設置した防災行政無線を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。</p> <p>2 災害の状況により都本部に報告することができない場合、国(総務省消防庁)に対し、直接情報連絡を行う。</p> <p>3 市地域防災無線等を基幹に又はその他の手段の活用により、市各部(出先機関を含む。) 都及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間で通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。</p> <p>4 震災に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、田無警察署、西東京消防署、ライフライン機関等の協力を求める。</p> <p>5 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常(緊急)通信若しくは非常(緊急)電報及び非常無線通信を活用する。</p>
田無警察署	警察無線、警察電話及び市地域防災無線を活用し、管内交番、駐在所及び関連方面本部並びに各関係防災機関との情報連絡を行う。
西東京消防署	消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、警防本部、方面本部、他の署隊本部及び関係防災機関と情報連絡を行う。
その他の防災機関	それぞれの通信連絡システムのもと、無線通信及び各種の連絡手段の活用により通信連絡を行う。

2 通信連絡態勢の確立

防災行政無線を中心とした通信連絡態勢を次のとおり確立する。

本部設置前の通信連絡窓口	本部が設置されるまでの間、通常の勤務時間は危機管理室が担当する。夜間休日等の時間外においては危機管理室員が参集するまで、宿直室(管財課)が担当する。
本部設置後の通信連絡窓口	本部への通信連絡は、本部長室において処理する。その際、本部長室内の市地域防災無線、災害時優先電話等の通信設備を活用する。
各部との通信連絡	各部と本部長室との連絡は、無線に加えて携帯電話等の通信手段の活用も図り、また、必要に応じて災害現場等に伝令を派遣し、可搬型無線機を使用して被害状況等の通信連絡を行う。
都との通信連絡	都防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末及び画像端末を使用して行う。この場合、できる限り東京都災害情報システムのデータ端末で災害情報の入出力を行う。
関係防災機関との通信連絡	市地域防災無線設置機関については、無線により通信連絡を取るものとし、その他の関係防災機関との連絡は、都防災行政無線(都の基地局)を経由するなどして通信連絡の手段を確保する。
通信連絡責任者の選任等	本部及び関係防災機関は、情報の収集、伝達に関する直接の責任者として正副各1名の通信連絡責任者を選任する。通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく。

3 市地域防災無線の通信統制

重要情報の収集、伝達を優先的かつ迅速に行うため、通信回線を確保する必要があるときは次により統制を実施する。

無線の点検	危機管理班は、地震発生後、直ちに市及び都防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。
本部の回線統制	市庁舎に設置してある無線機と接続する遠隔制御器（無線電話）及び車載無線機の回線利用は本部が優先し、統制設定権は本部が有する。
無線移動局の一括管理	各部署に設置した半固定型無線機は、原則として本部（危機管理班）が一括管理する。 可搬型無線機及び車載型無線機は、すべて危機管理班が管理し、本部の指示に基づき使用する。
通信形態の原則	移動無線局からの通信はすべて本部に対して個別に行うものとし、原則として移動局相互間の通信は禁止する。
一斉指令	本部は、原則としてすべての無線局に対して一斉に情報伝達を行う。

4 電気通信設備の優先利用（電話・電報の優先利用）

震災時において、公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報の確保は、それぞれ「非常又は緊急通話」、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の通話、電報に優先して接続又は配達する。

5 被害情報等の収集・伝達

応急対策活動、広域応援要請等を実施する上で必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から収集・把握する。

(1) 被害状況の緊急調査

各部・各班担当者は、収集した情報を危機管理班に報告する。

【実施担当部と収集すべき情報】

危機管理部	関係機関から概括的な被害情報収集を行う。 地区支部・参集職員からの現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。 都災害情報システムからの情報収集を行う。
広報部	市民、防災市民組織、民間協力団体、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集する。
総務部	庁舎及び職員等の被災状況、職員の参集状況
避難対応部	避難所開設状況及び避難開始状況・避難者概数
救命対応部	市内医療機関の稼働状況、死者数・負傷者等搬入状況、医療救護状況、救出事案の状況
安否情報部	二次避難所保護状況、災害時要援護者・行方不明者の状況
物資輸送部	緊急輸送道路・市内道路の被災状況及び事故・渋滞等状況
被害対応部	道路被害状況の集約、住宅等全半壊被害状況、急傾斜地等二次災害危険状況
給水対応部	水道施設の被災状況・消防水利確保状況

【関係機関の収集情報】

西東京消防署 消防団	火災発生状況及び消防活動状況 救助・救急発生状況及び救助・救急活動状況 避難道路及び橋梁の被災状況 避難の必要の有無及び状況 救急告示医療機関等の診療状況 その他消防活動上必要ある状況
田無警察署	家屋の倒壊状況 死者・負傷者等の状況 主要道路・高速道路・橋及び交通機関の状況 住民の避難状況 火災の拡大状況 堤防・護岸等の破損状況 電気・水道・ガス・通信施設の状況

その他の防災機関	関係防災機関は、市の地域内の所管施設に関する被害、すでに取った措置、今後取ろうとする措置その他必要事項について、市に報告する。
----------	---

(2) 被害状況の把握

危機管理班は、被害状況の緊急情報収集に基づき、概括的な被害状況を把握する。

災害情報 市民の安否等に関する情報 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報(対策実施能力の現況を含む。) 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報(人的被害に関わる範囲) 交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報(対策実施能力の現況を含む。))
--

(3) 被害状況の集約

情報の集約	危機管理班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等 被害分布図等の作成
被害情報等の整理	危機管理班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

6 都への被害情報の概括的報告

都に対する被害状況等の報告については、人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

都に報告できない場合にあっては、一時的に報告先を国(総務省消防庁)に変更する。

一定規模以上の火災・災害等及び同時多発火災等により消防機関に119番通報が殺到したときは、都と併せて消防庁に報告する。

報告は、都の「災害報告取扱要領」、災害対策基本法第53条第1項に基づく市町村被害状況報告要領、その他定められたところによる。

(1) 地震発生直後の報告

報告すべき事項	災害の原因 災害が発生した日時 災害が発生した場所又は地域 被害状況((資料 被害状況等報告基準)に基づき認定) 災害に対して既に行った措置及び今後取ろうとする措置 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類 その他必要な事項
---------	--

即時の報告種類等	発災通知 被害措置概況速報 要請通知	
報告の方法	都災害情報システムのデータ端末、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。	
地震発生直後に都に報告する内容	人的被害	死者、行方不明者、負傷者(重傷者、軽傷者)
	住家被害	全壊(全焼・流失)世帯数、半壊(半焼)世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数
	災害対策上必要と認められる事項の概要	避難、救護の必要性、災害拡大のおそれ等
	災害対策本部設置の報告	災害対策本部を設置した場合は、設置した旨の報告

(2) 収集・報告に当たって留意すべき事項

災害発生初期の情報収集に当たっては、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報を優先して収集・報告する。

第4節 初期広報

パニックを防止し、初期消火・救助の協力、速やかに避難態勢を取るため、関係機関と協力のうえ、市民に対して随時正確な情報を提供し、初動活動協力への呼びかけをする。

1 災害広報

(1) 広報内容

市民に対し、災害情報、支援情報、ライフライン被害情報等の広報活動を実施する。

地震発生直後の広報	地震に関する状況（震度・規模等） 初期消火・救出の呼びかけ 火気使用厳禁（都市ガス漏えい等、ガス栓閉止） 感電事故防止の呼びかけ 余震警戒の呼びかけ、被害家屋からの野外待機等安全措置
緊急措置の広報	火災発生等二次災害発生状況 緊急退避の呼びかけ
避難指示・救護に関する広報	避難勧告・指示及び避難方法 災害時要援護者支援（安否確認・避難支援）の呼びかけ 避難の際の安全措置の呼びかけ（ブレーカ遮断、携行品等） 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報 学校等の措置状況
被害状況・応急対策に関する広報	家屋倒壊、延焼被害等の状況 警戒区域設定等情報 避難所の開設状況 医療機関の開設・医療救護所の設置状況 災害応急対策の状況 交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）
支援情報等の広報	市民の安否（避難所ごとの避難者数等、行方不明者） 災害用伝言ダイヤルの利用 デマ情報の防止、警戒状況の情報 ボランティア活動への呼びかけ 避難所における給食・給水・生活必需品配給など救護の状況 帰宅困難者対策等広域的災害応急対策の状況 ライフラインの途絶等被災状況 臨時休校の情報等 その他市民が必要としている情報

広報文は、「災害広報文例集」（昭和60年3月都総務局災害対策部）によるものとする。

(2) 広報手段

以下の媒体等を活用して広報を実施する。

防災行政無線	屋外子局による同時放送を行う。
エフエム西東京・(株)ジェイコム関東西東京局	協定に基づき放送要請を行う。
広報車	原則として市の庁用車を使用する。 必要に応じて田無警察署その他の関係機関の広報車の協力も得る。
その他広報手段	広報誌臨時版をできるだけ早期に発行し、各避難所、掲示板等に掲示・配布する。 ホームページによる情報提供を図る。
避難所における広報	避難者に対する災害情報、注意、協力の呼びかけを随時行う。

2 放送機関への報道要請・情報発表等

広報・記録班は、都・放送機関と連携して避難勧告等の緊急情報を報道する。また、市において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、情報を提供する。

(1) 避難勧告等の報道要請

エフエム西東京及び(株)ジェイコム関東西東京局との災害時における協定により、放送要請を行う。

また、市及び各防災機関が、通信設備等の被災により市民に対する緊急情報を伝達できない場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、都を通じて日本放送協会等の報道機関に対しテレビ・ラジオ等による放送要請をする。

都との通信途絶など特別な事情がある場合は、放送機関に直接要請する。

(2) 災害情報の提供

各部からの災害情報を、広報・記録班で取りまとめ、放送機関に対し発表を行う。

市災害対策本部からの発表	災害対策本部からの発表は、広報・記録班を窓口とし、各部の発表事項を取りまとめ市記者室で実施する。 夜間又は勤務時間外等に発災した場合、危機管理室が速報として発表を行うものとする。
情報提供の主な項目	災害発生の場所及び発生日時 被害状況 応急対策の状況 住民に対する避難勧告等の状況 市民に対する協力要請及び注意事項 支援施策に関すること。

3 初動期の広聴

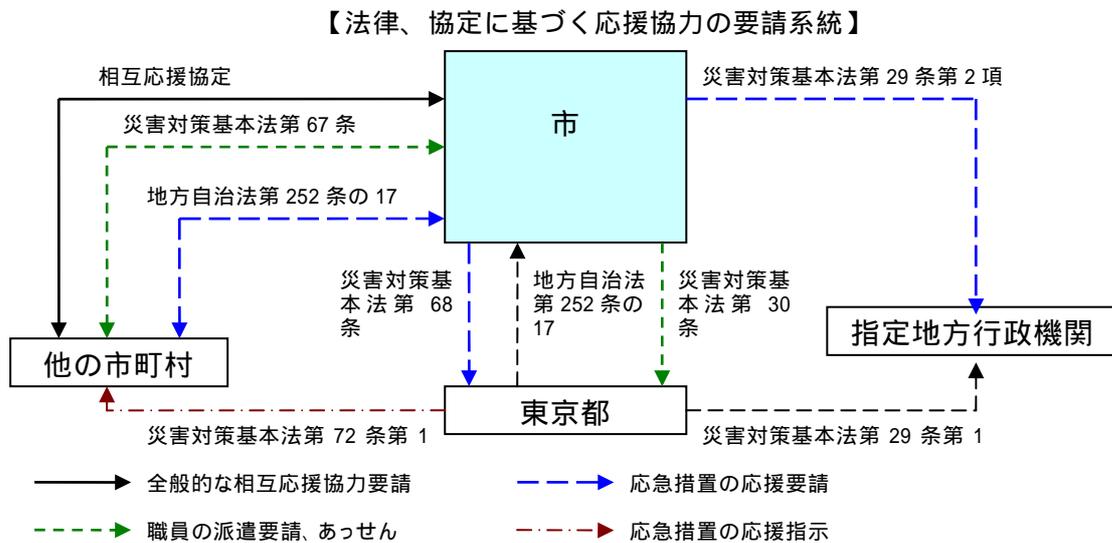
被災者等から家族の安否の確認、緊急な要望事項に応えるため、安否情報部及び避難所等に相談窓口を開設し各部・関係機関へ連絡する。

第5節 応援要請

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに都及び他自治体並びに関係機関、自衛隊に対し応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

1 行政機関との相互応援協力

都への応援要請及び他市町村との相互応援・協力は、危機管理班が窓口となり応援協力を求める。また、危機管理班は、各部と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。



(1) 都への応援要請

市単独では災害応急対策を的確に実施することができない場合には、都知事に対して応援又は応援のあっせんを要請する。また、本部長(市長)は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

上記の要請については、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、下記に掲げる事項について、電話等により要請し、後日文書により改めて処理する。

災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由) 応援を必要とする人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 応援を必要とする場所、期間 応援を必要とする活動内容 その他必要な事項
--

【都への連絡先】

東京都災害対策本部事務局 東京都総務局総合防災部 防災対策課	勤務時間内(直通)	勤務時間外
	03-5388-2455~8	03-5388-2459
東京都防災行政無線番号5221		

(2) 他の市町村への応援要請

他の市町村に応援を要請する場合は、「震災時等の相互応援に関する協定」等の協定に基づき実施する。

応援の要請	協定締結市町村は、応援の要旨を電話及びファクシミリ(都防災行政無線電話又は有線電話)等により伝え、事後速やかに、必要な文書を提出する。
明示事項	災害の種別 災害の発生場所 所要人員並びに機械器具、資機材等の種別及び数量 応援隊受領(誘導員配置)場所 その他応援に関し必要な事項
隣接地域の緊急 応援	協定締結市町村は、相接する地域及び周辺部で地震が発生し、又は災害が発生するおそれがある時において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。

協定先：資料編

2 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

(1) 指定公共機関・民間団体等への協力要請

指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

対象	応援協力要請の方法
指定公共機関 指定地方公共機関	必要な各部から危機管理班を通じて要請
公共的団体 協定団体等	担当部から直接協力要請の後、危機管理班へ報告

協定先：資料編

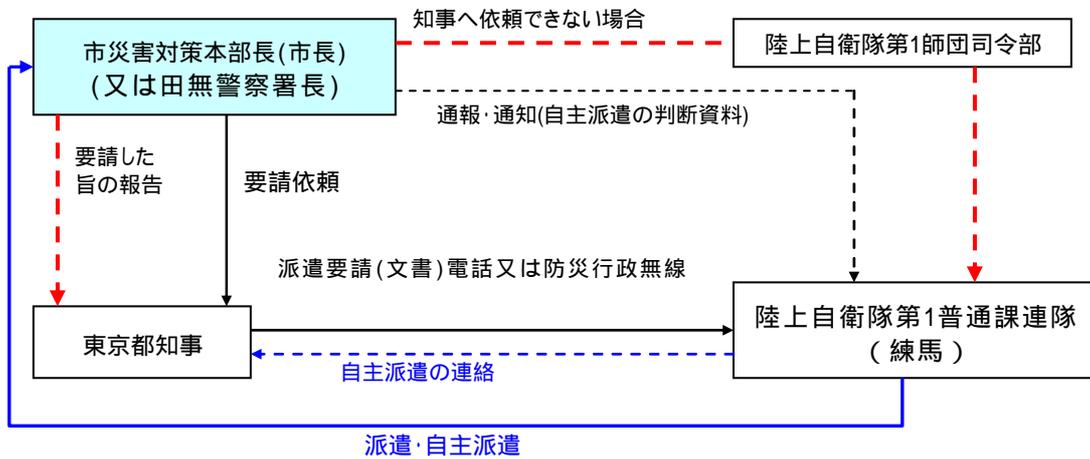
(2) 受入れ人員の宿泊場所

受入れ人員の宿泊場所は、状況を勘案しながら職員班が適宜確保する。

3 自衛隊に対する災害派遣要請

本部長(市長)は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、都知事に対し災害派遣要請を依頼する。派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について連絡を図る。

【派遣要請系統図】



(1) 災害派遣要請の手続き

本部長(市長)は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合に次の事項を明らかにして都知事(総務局総合防災部)あてに派遣要請を行い、田無警察署長にも通知する。

災害の状況及び派遣を要請する理由	派遣を希望する期間
派遣を希望する区域及び活動内容	その他参考となる事項

患者輸送の場合、航空機の要請には次の事項を追加する。

患者の住所、氏名、性別、職業、疫病名、容体、患者の付添、医師の有無、収容先、気象状況、使用飛行機(ヘリポート)

(2) 緊急の場合の連絡先

通信の途絶等により知事へ要請できない場合には、直接関係部隊に通報し、速やかに知事に通知する。

部隊名等(駐屯地・基地名)		連絡責任者	
		時間内	時間外
陸上自衛隊	第1師団司令部(練馬区北町4-1-1)	第3部長又は同部防衛班長 03-3933-1161 内線238・239 都防災無線434-611	司令部当直長 03-3933-1161 内線207・228 都防災無線434-615
	第1普通課連隊(同上)	第3科長又は運用訓練幹部 03-3933-1161 内線513	連隊当直司令 03-3933-1161 内線519
航空自衛隊	航空総隊司令部防衛部運用課(府中市浅間町1-5-5)	運用2班長又は運用幕僚 042-362-2971 内線2321 (都防災無線)4812-1	総隊当直幕僚 042-362-2971 内線2204・2414 (土・日)042-365-5375

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

派遣された部隊が効率的に活動できるよう活動拠点、ヘリポート及び宿舎等を準備し、部隊へ通報する。

派遣部隊及び都との連絡職員を指名する。

作業実施期間中は現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議して作業の推進を図る。

派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。

【緊急ヘリポート】

施設名	着陸展開面(m)	適 否			
		OH-6D (小型ヘリ)	UH-1H(J) (中型ヘリ)	V-107 (大型ヘリ)	CH-47 (大型ヘリ)
向台運動場	100×200				
谷戸小学校	40×40		×	×	×
文理台公園	50×50				×

(4) 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等の状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退きなどが行われる場合、必要があるときは避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常、他の救助活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車、その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたる（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置を取る。 本部長（市長）、警察官又は海上保安官がその場にいらない場合に限り、自衛隊は本部長（市長）に代わって警戒区域の設定等の必要な措置を取る。

第6節 消火・救助・警備

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関・市民との連携など地域の総力をあげ、迅速な消火活動、人命救助・救出活動等を実施する。

1 災害発生状況の把握

被害の拡大防止を図るため、通報、有線・無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

情報の収集	西東京消防署・消防団、田無警察署は、危機管理班との連携とともに、市民から通報等によって、情報把握に努める。
都等への報告	地震等による火災の同時多発や多数の死傷者が発生した場合、その状況を直ちに都等に報告する。

2 消防活動

【東京消防庁・西東京消防署】

災害時には、西東京消防署は常設している警防本部、方面本部、署隊本部がそれぞれ機能を十分に発揮し、次の活動態勢により消防活動を実施する。

震災配備態勢	西東京消防署は、23区、多摩地域に震度5弱の地震が発生した場合、又は火災、救助、救急事象の発生状況により必要と認めた場合、「震災配備態勢」を発令し事前計画に基づく活動を開始する（震度5強以上の場合には、「震災非常配備態勢」を発令）。
活動の基本	火災が発生した時は、全消防力をあげて消防活動を行う。 震災消防活動体制を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。 重機等を活用し、消防車両の活動路及び活動スペースの確保を行い、効率的な活動を展開する。
部隊の運用	地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により、所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 延焼シミュレーション等を活用した震災対策総合支援システムによる効率的な部隊運用を図る。
情報収集	署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果や、119番通報、高所見張、情報活動隊、参集職員等から積極的に災害情報収集を行う。 防災関係機関（市役所、田無警察署等）へ職員を派遣し、相互に知り得た災害についての情報交換を行う。

【消防団】

消防団は、分団受持区域内の市民と協力し出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施する。また、火災その他の災害に対しては現有装備を活用した消防活動にあたる。

出火防止	発災と同時に付近の住民に対して、出火防止と初期消火を呼びかける。
情報収集活動	災害の初期対応を行うとともに、携帯無線機等を活用し、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集・伝達を行う。
消火活動等	同時多発火災の拡大防止を図るため、西東京消防署隊と連携を強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動、避難活動及び道路障害排除等を消防団独自に、若しくは西東京消防署隊と連携して行う。
救出・救護	救助器具等を活用し、住民と一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送する。
避難場所の防護等	避難命令・避難勧告等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動、避難誘導を行う。

3 救助活動

西東京消防署、消防団及び田無警察署との密接な連携のもとに、迅速に人命救助・救出活動を実施する。

【東京消防庁・西東京消防署・消防団】

活動の方針	<p>西東京消防署及び消防団は、田無警察署と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたる。</p> <p>特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。</p> <p>作業用重機は協定業者等の協力を得て、必要とする現場に配置する。</p> <p>警視庁、緊急消防援助隊、自衛隊等と協力して、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。</p>
活動の要領	<p>救助・救急活動は、特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機(器)材を活用して組織的で効果的かつ迅速な救助活動を実施する。</p> <p>救助・救急活動に必要な重機、救急資器材に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。</p> <p>救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、西東京消防署(所)に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。</p> <p>傷病者の搬送は、救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。</p>

【警視庁・田無警察署】

活動態勢・内容	<p>救出・救護活動は、生存者の救出を最重点に部隊を投入し、緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行う。</p> <p>救出した負傷者は、重傷者の順に、速やかに医療救護班や医療機関に引き継ぐ。</p> <p>救出・救護活動にあたっては、装備資器材等を有効に活用する。</p> <p>西東京消防署、自衛隊、防災市民組織等と連携・協力し、救出・救護の万全を期す。</p>
---------	--

4 応援の要請

消防応援	<p>地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても不足が見込まれる場合は、方面応援隊、消防相互応援協定に基づく応援隊及び消防組織法第44条第3項に基づく緊急消防援助隊等を要請し、これらの応援を受けて消防の任務を遂行する。</p>
救助応援	<p>対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の効果的投入を行い、迅速な救助活動を実施する。</p>

5 地域住民との連携による救助活動

西東京消防署及び消防団は、市民、防災市民組織、町会・自治会等に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

また、救出支援班は、多発する救助事象に対応するため、地区支部及び各部の情報に基づき、地域住民への救出活動の協力を求め、西東京消防署・消防団が災害現場に到着するまでの間、救出活動を指揮・支援する。

6 救急ステーションの活用

現在、西東京市管内のガソリンスタンドを対象に、普通救命講習修了者が常時勤務している事業所 20 箇所に対し、事業所付近で発生した救護活動への対応を依頼している。また、救急ステーションには「SOS・QQ」のステッカー及び「救命受講優良証」を掲示して所在を明確にし、緊急事態の発生に備えており、西東京消防署は協力を求める。

7 警備

田無警察署は、人命救助をはじめ、市民の財産の保護及び警備活動など治安の万全に期し、建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

警備本部等の設置	<p>大地震が発生した場合、警視庁に最高警備本部、第八方面本部に方面警備本部、田無警察署に現場警備本部を設置し、指揮体制を確立する。</p>
----------	--

<p>配備動員態勢</p>	<p>警備要員は、東京都に震度6弱以上の地震が発生した場合、自所属に参集し、直ちに所要の任務を遂行する。</p> <p>田無警察署にあっては、最高警備本部長から別命のない限り、災害事務に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害の実態の把握、交通規制、避難誘導、救出救護等の措置を取る。</p>
<p>警備活動</p>	<p>建物倒壊、火災等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害の実態把握と警備情報の収集 被災者の救出、避難誘導 行方不明者の調査 遺体の検視（見分） 交通規制 公共の安全と秩序の維持
<p>警備活動要領</p>	<p>田無警察署においては「警視庁大地震警備実施計画」に基づき、田無警察署の同実施計画に定めるところにより自動的及び段階的に警備要員を配備し、被害実態の把握、交通規制、救出救護等の措置を取る。</p>

町会・自治会や防災市民組織は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

第7節 医療救護

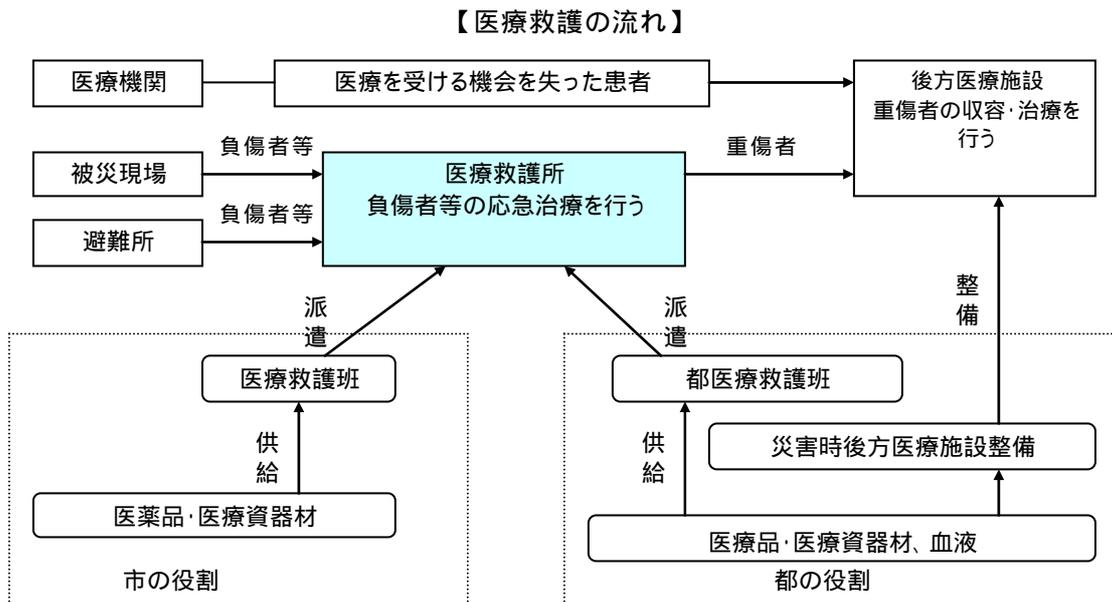
市は、市医師会、市歯科医師会、医療機関、各防災機関との連携のもとに、災害の状況に応じた迅速な医療活動を実施し、負傷者等の救護に万全を期す。

1 医療情報の収集・広報活動

医療情報の収集・報告	救命対応部は、市医師会、市歯科医師会、西東京消防署と協力して、人的被害及び医療施設の被害状況や活動状況等の迅速な把握に努め、都福祉健康局に報告する。
市民への情報提供	市内等の医療機関の稼働状況、医療救護所の開設状況を市民へ広報する。

2 医療救護活動

救命対応部は、市医師会等の協力を得て医療救護班の編成を行い、医療救護所を開設する。また、災害の程度により都福祉健康局等に応援を要請する。



(1) 医療救護所の開設

初動期には、災害現場又は負傷者が殺到する医療機関などの医療救護所の活動を中心とし、次のような場合、避難所等に医療救護所を開設する。

- 医療機関が被災し、その機能が低下又は停止した場合。
- 傷病者が多数で、医療機関だけでは対応できない場合。
- 被災地から医療機関への傷病者の後送に時間がかかる場合。

(2) 医療救護班の体制

医療救護班の活動拠点	医療救護班は、医療機関、指定避難所又は被災現場に医療救護所を開設する。
班編成	医療救護班の編成は医師、看護師及びその他の医療従事者、市職員とする。 市接骨師会は、医師の指示により応急救護活動を実施する。

(3) 医療救護班等の業務

医療救護班は、災害負傷者を対象とし、多数の負傷者に対応するトリアージを必ず行い、重傷者はできるだけ後方医療機関への搬送に努める。

区 分	活 動 内 容
医療救護	傷病者に対する応急処置 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 輸送困難な患者、軽症患者等に対する医療 助産救護 死亡の確認 以上のほか、状況に応じて遺体の検案に協力する。
歯科医療救護	歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤供給・調剤	医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
接骨応急救護	傷病者に対する応急措置等

都「災害時医療救護活動マニュアル」「災害時歯科医療救護活動マニュアル」等に基づき実施する。

(4) 応援要請

必要に応じ近隣市に応援を求めるほか、都等に対し応援を求め応急措置を実施する。

医療救護応援要請	医療救護班が不足する場合は、医師会に増班・派遣を要請する。 なおも不足する場合は、日本赤十字社、国、都等の医療関係機関に救護班の派遣を要請する。
東京都災害派遣医療チーム応援要請	多数傷病者の救命処置が必要な場合は、救助救出に伴う医療救護活動として東京都災害派遣医療チーム（東京DMAT）の派遣を都福祉保健局へ要請する。

3 後方医療活動

医療救護所及び市内医療機関での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、都と調整して被災地域外の都災害拠点病院等医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

【後方医療施設】

二次医療圏	名称	所在地	電話番号	病床数 (床)	へり	三 次
北多摩北部	公立昭和病院	小平市天神町 2-450	042-461-0052	546		
	都立清瀬小児病院	清瀬市梅園 1-3-1	042-491-0011	303		
	東京都多摩老人医療センター	東村山市青葉町 1-7-1	042-396-3811	344		
	佐々総合病院	西東京市田無町 4-24-15	042-461-1535	183		

二次医療圏：二次保健医療圏

へり：ヘリポート設置病院

三 次：救命救急センター等の三次救急医療施設

4 負傷者等の搬送

医療機関との密接な連携のもとに、傷病者の搬送を実施する。

搬送方法の順位	搬送にあたっては、以下の搬送順位に従って、搬送先受入れ態勢を確認し搬送する。 西東京消防署への搬送の要請 医療救護班の自動車での搬送 福祉班による市庁有車での搬送
傷病者の搬送	西東京消防署は、災害現場で傷病者の応急手当を実施するとともに、救命対応部、市医師会等関係医療機関と連携し、市内の診療需要情報を把握して、迅速に患者搬送を行う。
救護所からの傷病者の搬送	医療救護所からの救急搬送については、市内の病院への搬送を優先とするが、医師の指示による場合は、収容医療機関を選定し、傷病者の傷病状況に応じて医師を同乗のうえ搬送する。
広域搬送	被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、危機管理班は、都にヘリコプター出動を要請する。

第 8 節 避難

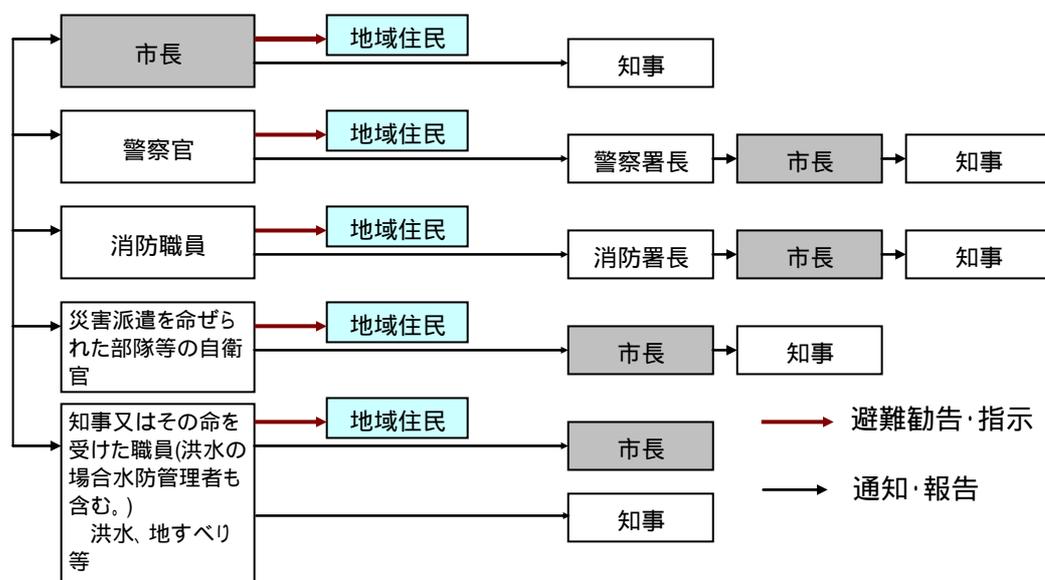
地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険性が著しく高まったと予想される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命への危険が及ぶと予測される場合及び市民の生命、身体を災害から保護する必要があると認められるときは、関係機関は相互に連携し、これら危険地域の市民を速やかに安全な場所へ避難させる。

1 避難勧告又は指示

市は、地震の発生によって、延焼火災、がけ崩れ等の危険性がある地域の住民に対し、田無警察署・西東京消防署等関係機関と相互に連絡をとりながら、速やかに避難勧告又は指示を行う。

(1) 避難勧告・指示の種別等

【避難勧告・指示及び連絡の系統】



避難勧告	震災時に火災の延焼拡大、ガス等の流出拡散により危険が予測される場合は、震災後の浸水、がけ崩れ等が予想される地域から避難をさせる。また、危険が事前に予想される場合は、事前に避難のための立退きを勧め又は促し、避難させる。
避難指示	著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを「指示」し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。 なお、「指示」は「勧告」よりも拘束力が強い。

相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難のための立退きの指示、勧告の措置を取った場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速に実施されるよう協力する。

市長が避難勧告又は指示を行った場合

市長は、避難勧告又は指示を行った場合は、都知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する（解除する場合も同様）。

(2) 避難の勧告又は指示の伝達

市長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許すかぎり次の各号に掲げる事項を明らかにする。

避難対象地域(町丁名、施設名等)
避難先(避難場所の名称)
避難経路(避難場所への安全な順路)
避難の勧告又は指示の理由(避難要因となった危険要素の所在地、避難に要する時間等)
その他必要な事項(避難行動時の最小携帯品、災害時要援護者の優先避難等)

(3) 避難の勧告又は指示の解除

市長は、避難の必要がなくなった場合は、直ちに公示し、同時に都知事に報告する。

2 避難方式・避難所の開設

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互の連携のもとに、避難所の開設、誘導等必要な措置を講じる。

(1) 自主避難

市民の避難は、自主避難を基本とし、町会・自治会単位等で避難するか、又は直接指定避難所等へ避難する。

(2) 避難誘導

避難勧告又は指示を行った場合は、市民の避難誘導を実施する。

機 関 名	内 容
市	避難の勧告・指示が出された場合、田無警察署、西東京消防署及び消防団等の協力を得て、地域又は町会・自治会（防災市民組織）、事業所単位に集団の形成を図るため、一時（いつとき）避難場所に避難者を集合させて様子を見た後、町会・自治会（防災市民組織）の班長や事業所の管理者のリーダーを中心に集団を編成し、必要に応じて広域避難場所等に誘導する。 この場合、傷病者、高齢者、身体障害者等の災害時要援護者は、優先して避難場所に避難させる。 避難対応部等は、発災後速やかに「一時（いつとき）避難場所」に職員を派遣する態勢を整えるとともに、公共施設管理者の協力を得て、避難所収容者の整理及び本部からの情報等の連絡調整に従事する。
教育委員会	各学校においては、震災の状況に応じ、学校長以下各担任教師を中心に、児童・生徒等の安全確保のため避難誘導に努める。

機 関 名	内 容
田無警察署	<p>自主統制により一時避難場所に集合した地域住民、事業所職員等で、班長・管理者等のリーダーを中心に編成した集団単位で、広域避難場所に避難させる。</p> <p>避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置し、現場における個別広報のほか、パトカー、白バイ等による広報活動を行う。</p> <p>火災等の規模や態様等により、できる限り必要な部隊を配置し、地域住民、事業所等のリーダーとの連絡により、必要な避難措置を講じる。</p> <p>広域避難場所においては、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡のうえ、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、広域避難場所の秩序維持に努める。</p> <p>広域避難場所の警戒員は、常に周囲の状況に注意し、火災の延焼方向、速度等の状況を把握し、広域避難場所や避難経路等の状況が悪化した場合、機を逃さず再避難等の措置を講じる。</p>
西東京消防署	<p>避難の勧告・指示が出された場合は、災害の規模、道路・橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、最も安全と思われる方向を市災害対策本部、田無警察署に通報する。</p> <p>避難が開始された場合は、消防団との連携活動により、避難誘導にあたる。</p> <p>避難の勧告・指示が出された時点以降の消火活動は、広域避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p>
学校、事業所、駅等における誘導	<p>幼稚園・保育所、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理者等が、避難誘導を実施する。また、交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。</p>

(3) 避難にあたっての留意点と方法

避難にあたっての周知事項	<p>避難にあたり、次の事項を周知徹底する。</p> <p>避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。</p> <p>事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止を行い、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。</p> <p>非常持出し品等は最小限にとどめる。</p>
避難の方法	<p>避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。</p> <p>避難者は、地区内の一時避難場所に集合し、安全な経路を徒歩で避難する。</p> <p>避難誘導は、災害時要援護者に配慮し、できる限り早めに事前避難させる。</p> <p>一時避難場所等が火災等で危険と判断された場合、本部が別に指定する広域避難場所など他の避難場所へ移動する。</p>

(4) 避難所の開設

避難対応部は、速やかに施設の安全を確認し、受入れ態勢を整える。

なお、勤務時間外にあつては緊急初動要員が実施する。

避難所の開設基準	以下の開設基準に応じ、速やかに避難所を開設する。〔資料〕 震度5強以上の地震(気象庁発表)が発生し、多数の避難者が予測される場合は、指定する避難所の全てを開設する。 同様に、震度5弱以下の場合は、避難状況に応じて開設する。
避難所の開設方法	避難対応部は、職員の派遣によって施設管理者と協力し、各避難所を開設する。
安全点検・施設稼動状況の確認	避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保等を行う。
避難者の把握、誘導	避難者数の把握をはじめ、負傷者等への対応及び保健室等の確保、災害時要援護者用エリアの確保、校舎への立ち入り禁止措置を行う。
指定避難所だけでは不足する場合	指定避難所だけでは避難者の収容が困難な場合には、他の公共及び民間の施設管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。
指定避難所以外の施設に避難者が集結した場合	避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。 ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで、避難所として開設する。
関係機関への通知	危機管理班は、直ちに避難所開設の状況を関係機関に通知する。

(5) 二次避難所の開設

避難所の開設	自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、介護等、必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等を二次避難所として開設する。〔資料〕
避難所の開設方法	安否情報部二次避難所班は職員の派遣によって、施設管理者と協力し各避難所を開設する。
安全点検・施設稼動状況の確認	避難所内の安全点検、電気・水・トイレ等の施設点検、情報収集手段の確保等を行う。
介護サービス提供	介護サービス提供事業者と協力し、介護サービスを提供する。
関係機関への通知	危機管理班は、二次避難所を開設したとき、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、都福祉局及び田無警察署、西東京消防署等、関係機関に連絡する。

(6) 避難移送等

避難対応部・物資輸送部は、次の二次避難のための避難者移送が必要な場合、庁用車等の利用をはじめバス会社等への協力を要請し人員輸送を実施する。

市街地大規模火災・危険物二次災害等の緊急事態において、避難所等から多数の避難者を広域避難場所等へ迅速に輸送する必要がある場合

避難所から災害時要援護者等を二次避難所等へ移送する必要がある場合

3 警戒区域の設定

危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じる。

(1) 警戒区域の設定権者

原則として、災害全般において、警戒区域を設定する場合は、市が実施する。都への報告は、避難の措置及びその解除に準じて行う。

(2) 警戒区域（災害対策基本法第 63 条関係）の設定

警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

市長は、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

警察官は、市職員が現場にいない場合、又は市長からの要求があった場合、警戒区域を設定する。この場合、直ちに市長に通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、直ちに市長に通知する。

(3) 規制の実施

警戒区域の設定について田無警察署長等関係者との連絡調整を行う。

警戒区域を設定した場合、被害調査班、西東京消防署、その他関係部が連携し、田無警察署長に協力を得て警戒区域から退去又は立入禁止の措置を取る。また、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

第9節 二次災害防止

損壊道路による事故、余震によるがけくずれや建築物の倒壊などに備え、適切な二次災害防止対策、危険物施設の安全措置を実施するとともに、ライフライン施設における迅速な初動対応を実施し、必要な機能を確保する。

1 公共土木施設等の安全確保

(1) 道路・橋りょう

各道路管理者等は、所有の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置あるいは迂回道路の選定など、通行者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行う。

機 関 名	応 急 措 置
市	<p>区域内の道路が被害を受けた場合、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努めるとともに、速やかに都（災害対策部及び建設局）に報告する。また、被害状況により応急修理ができない場合、田無警察署等関係機関に連絡のうえ、通行止め等必要な措置を講じる。</p> <p>上・下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設に被害が生じた場合、当該施設の管理者及び道路管理者へ通報する。緊急のため、通報するいとまがない場合、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等市民の安全確保のための応急措置を講じ、事後連絡する。</p>
北多摩南部建設事務所	北多摩南部建設事務所は、道路、橋梁に関する被害報告をまとめ、総合対策の樹立と指導、調整を行う。また、状況によって所属職員を現場に派遣し、必要な指示を与える。

(2) 河川等

河川の保全施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、施設の応急復旧に努めるとともに、排水に全力を尽くす。

機 関 名	応 急 措 置 及 び 応 急 復 旧 対 策
市	水防活動と平行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施する。
北多摩南部建設事務所	<p>市の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施する。</p> <p>特に、河川の埋そくで流水の疎通を著しく阻害するものについては、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う。</p>

(3) 危険箇所等

被害調査班は、急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況を調査し、危険な場合は、警戒区域の設定、避難勧告、道路通行規制及び応急措置を講じる。

(4) 防災拠点施設建築物の応急危険度判定の実施

二次災害防止のため、施設・車両等は、概括的被害情報等に基づき、避難所等拠点施設建築物の危険度判定を地震発生直後に実施する。

2 危険物施設等の応急措置

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため西東京消防署及び関係機関は、危険物施設、高圧ガス施設・火薬類貯蔵所・毒劇物施設・放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の緊急点検、必要な応急措置を講じるよう指導する。

(1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者は、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずる。

危険物の流出又は爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置

混触発火等による火災の防止措置・初期消火、タンク破壊等による流出及び異常反応・浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

危険物による災害発生時の自主防災活動組織の立ち上げ

災害状況の把握及び状況に応じた従業員・周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

(2) 高圧ガス保管施設の応急措置

ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の勧告又は指示を行う。

事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

関係機関との間に必要な情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「震災消防活動」により対処する。

(3) 放射線使用施設の応急措置

放射線源の露出・流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の各措置がとれるよう使用者を指導する。また、消防機関は災害応急活動を行う。

施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置

放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

(4) 危険物等輸送車両の応急対策

交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。

3 ライフラインの緊急対応

(1) 被害状況の把握

<p>給水対応班は、地震が発生した場合には、速やかに所管施設の被害状況を調査し、危機管理班に報告する。</p> <p>広報・記録班は、電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。</p>
--

(2) 各事業者における対応

震災後速やかに各事業者の初動体制を確立し、緊急措置を講ずる。

<p>水道施設 (応急給水部)</p>	<p>地震発生後速やかに、水道施設を点検するとともに、テレメータ記録等から異常個所の情報を把握する。</p> <p>消防水利の確保を基本に、二次災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じ浄水施設の稼働の停止、導水施設の減水等の制限等を行う。</p> <p>避難所等への水パッキの搬送及び市民への配布を行う。</p> <p>給水車による給水や消火栓を利用した応急給水を実施する。</p>
<p>下水道施設 (廃棄物処理班)</p>	<p>下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は、拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。</p>
<p>電力供給施設 (東京電力)</p>	<p>地震の被害及び火災の拡大等に伴い漏電、感電等の二次災害のおそれがある場合、又は都、西東京消防署、田無警察署から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じる。</p>
<p>ガス供給施設 (東京ガス)</p>	<p>都市ガスの漏えい等による二次災害のおそれがある場合は、ブロック単位でガス供給を停止する等の危険防止措置を講じる。</p>
<p>通信施設 (通信事業者)</p>	<p>地震の発生に伴う異常ふくそうを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国又は公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。また、「災害用伝言ダイヤル」(171、web171)を提供し、被災地域とその他の地域の伝言板を開始する。</p>

第10節 輸送・交通確保

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

1 緊急道路等の指定状況、震災時の措置

警視庁の措置	第一次交通規制（震度6弱以上の場合、国道16号以東の都県境の通行禁止）
	緊急交通路規制（新青梅街道、青梅街道、五日市街道：避難者及び緊急通行車両を除く全線車両通行禁止）
緊急輸送ネットワーク指定拠点	市の指定拠点（市役所（田無庁舎・保谷庁舎））
	緊急物資の集積場所（保谷庁舎駐車場）

2 緊急道路の確保等

(1) 市の作業

市は、関係機関とともに緊急輸送道路の確保を図る。

道路施設の点検	物資輸送部は、あらかじめ指定されている緊急輸送路の被害状況及び安全性の点検を行い、道路施設点検の結果を国及び都に報告するとともに、都が行う緊急輸送路の決定についての協力を行う。
市民への周知	広報・記録班は、緊急輸送路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送路の機能を発揮させるため、都が行う市民への周知に協力する。
緊急道路障害物除去	道路啓開班は、緊急輸送路を確保するため、都及び協定業者等の協力を得て障害物除去作業を行う。障害物除去に必要な重機（ショベル、ブルドーザー等）についても協定業者等から調達する。

(2) 緊急道路障害物除去作業の分担

市の地域における緊急道路障害物除去路線（青梅街道・新青梅街道等）は、都建設局（北多摩南部建設事務所）が担当し、都の指示に基づき協力する。

なお、被害の規模や状況によっては各関係機関と連携し、自衛隊に支援を要請する。

機 関 名	実 施 内 容
市	道路上の障害物の状況を把握し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力するものとする。
北多摩南部建設事務所	障害物の状況報告に基づき、総合的除去対策を立て、必要な指導及び調整を行うとともに、所管の路上障害物を除去する。
田無警察署	緊急交通路の確保のため、放置車両対策班を編成し、緊急通行車両等

	の通行妨害となっている放置車両の排除にあたる。また、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去する。
--	---

3 交通規制

市は、都公安委員会、警察とともに、災害応急活動に必要な交通規制・管制を実施する。

(1) 道路管理者による交通規制

田無警察署との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

交通規制の実施	道路の破損等によって交通が危険な場合、又は被災道路の応急復旧等の必要がある場合には、道路管理者は道路法第46条第1項の規定により、田無警察署と協議し、区間を定めて車両の通行を禁止・制限する。
交通規制の標識等の設置	交通規制を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識、う回路等の標示を設置する。
都公安委員会、警察による交通規制	人命救助、避難路確保、緊急輸送路確保のための交通規制のため地震発生直後において、使用可能な道路の中から緊急交通路を指定し、緊急自動車及び緊急通行車両以外の車両の通行禁止・制限等の交通規制を実施する。 当該交通規制を実施する必要がある場合は、物資輸送部を通じて都公安委員会、警察に対して交通規制の実施を要請する。

(2) 広報

交通規制を実施する場合は、田無警察署と連携して広く一般に周知する。

4 輸送手段の確保

物資輸送部は、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用するほか、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

輸送車両等の確保	市が所有する全ての車両は、施設・車両班が集中管理を行う。 車両が不足する場合は、社団法人東京都トラック協会等に協力を要請する。
緊急通行車両の確認	事前届出済の車両 事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに緊急通行車両の確認を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。 地震発生後の届出 民間借り上げ等によって調達した車両については、直ちに自動車検査証等の必要書類を田無警察署に持参し、緊急通行車両としての申請

	を行う。
車両の運用	<p>車両の運用は、施設・車両班が各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車を行う。</p> <p>緊急車両標識は、車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は、車両に備え付ける。</p>

5 緊急輸送活動の実施

物資輸送部は、災害用備蓄倉庫等から災害応急対策に必要な資機材等を輸送する。

<p>災害用備蓄倉庫から避難所への輸送ルートの確保</p> <p>緊急物資の集積場所（保谷庁舎駐車場）からの物資輸送</p> <p>緊急物資の集積場所への輸送ルートの確保</p> <p>避難所用発電機のためのガソリンの調達・搬送</p> <p>避難所等への災害時用生活用品等の物資搬送</p>
--

6 航空輸送

(1) 輸送手段の確保

危機管理班は、都と連携するとともに、西東京消防署、田無警察署、自衛隊等の協力を得て航空機による緊急輸送活動を行う。

(2) 輸送基地の確保

あらかじめ設定している災害時用ヘリポートの他、臨時にヘリポートが必要な場合には、西東京消防署、田無警察署、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを選定する。また、選定した当該災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を都へ報告する。

第11節 外出者対策

外出者・帰宅困難者に対する情報の提供、保護支援、交通手段の確保について以下の対策を実施する。

1 実施事項

外出者対策は、安否情報の確保など市単独では対応が困難なものが少なくないため、都及び防災関係機関と協力して対策を図っていく。

情報提供	市、都、鉄道機関、放送機関及び関係防災機関等において、有線途絶に備え鉄道運行や道路交通情報の収集伝達体制の構築を図る。 市は都及び関係機関と共に、幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者に対する情報提供拠点の確保を図る。
安否確認手段の確保	ラジオやテレビの安否情報など放送メディアの活用促進を図るとともに、各個人における安否確認手段としてNTT災害用伝言ダイヤル「171」の利用を広報する。
救護体制の確保	帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策として、関係機関、ガソリンスタンド等と連携しつつ、幹線道路沿いの公共施設等（避難所等）を一時開放し、水・食料の配布、情報提供、簡易地図等の配布を行う。
輸送体制の確保	鉄道途絶に備え、都、関東運輸局及び各鉄道機関等は、バス輸送など代替交通手段の運行方法等を検討する。

2 各機関等の役割

機 関 等	項 目	摘 要
都・市	1 交通情報の提供	1 情報を収集し、ラジオや情報拠点で周知
	2 水・食料の配布	2 幹線道路沿いに拠点を設置
	3 代替輸送の実施	3 代替バス輸送の実施
	4 医療救護の実施	4 幹線道路沿いに簡易医療救護所を設置
	5 誘導の実施	5 徒歩帰宅者の誘導
	6 帰宅経路の周知	6 簡易地図等の配布
	7 仮泊・休憩所・トイレの提供	7 市の施設等の一時開放
	8 避難勧告	8 人命危険の場合の避難勧告の実施

機 関 等	項 目	摘 要
田無警察署	1 混乱防止・誘導対策の実施 2 交通情報の収集・伝達 3 一般車両に対する交通規制 4 駅等の管理者への要請 5 会社・事業所・学校等に対する要請 6 避難指示	1 避難道路への警察官の配置等 2 交通規制資器材を活用した誘導路の確保 3 道路交通情報の収集、伝達 4 交通規制の実施 5 駅等の管理者に対する階段規制、改札止め等の整理及び広報活動の要請 6 会社・事業所・学校等の責任者や管理者に対し、混乱防止を図るため必要な場合、時差退社・下校を要請 7 人命危険の場合の避難指示
西東京消防署	1 災害情報の収集 2 避難勧告・指示	1 火災情報等の伝達 2 火災の延焼等により人命危険が切迫している場合の避難勧告・指示
西東京郵便局	1 情報の提供 2 徒歩帰宅者の支援	1 市作成の簡易地図の配布や案内 2 郵便局の掲示板に道路被災状況等を掲出 3 郵便局を休憩所として提供 4 水・トイレ等の提供
西武鉄道(株)	1 情報交換の実施 2 徒歩帰宅者の支援 3 輸送救護の実施	1 被害状況、交通情報等の交換 2 一時休憩所、水・トイレ等の提供 3 市境から先の輸送、救護体制
近 隣 区 市	1 鉄道運行状況 2 代替輸送 3 駅の混乱防止・誘導	1 鉄道運行状況の広報・提供 2 代替輸送の実施 3 他の鉄道機関、警察との連携実施
ライフライン (NTT 東日本等) (東京電力(株)) (東京ガス(株))	1 安否確認手段の確保 2 照明の確保 3 熱源の確保	1 災害用伝言ダイヤルの起動、維持 2 幹線道路等の照明確保の実施 3 避難所等の熱源確保の実施
学 校	1 情報の入手・周知 2 保護者への連絡、引渡し	1 ラジオ・テレビ・校内放送等の活用 2 連絡の実施、引渡しまでの保護
事業所	1 水・食料の提供 2 情報の入手、周知 3 安否確認の実施 4 仮泊場所等の確保・提供 5 順次帰宅の実施	1 従業員や顧客への配布 2 ラジオ・テレビ・社内放送等による周知 3 従業員の安否確認や放送機関への連絡 4 従業員と家族との安否確認 5 事務室、会議室、ロビー等の開放 6 状況把握の上、緩やかに順次帰宅
帰宅困難者	1 状況の確認 2 無理な行動をしない	1 慌てずラジオ等で状況を確認し、それから行動すること。 2 家族等の安否が確認できた場合、無理な帰宅はしないこと。

3 駅周辺の混乱防止対策

交通事業者と協力し、乗降客への情報提供を実施するとともに、誘導・一時収容を行う。

駅での情報提供	駅構内の乗降客、駅前の滞留者及び列車の運行状況等の情報を得るために、駅に来る人等に対して、誘導場所までの情報を提供する。
誘導先の確保	一時集合場所や適当な広さを有する屋外オープンスペースを誘導場所として確保し、駅周辺の滞留者を誘導する。
一時収容場所への収容	発災直後は、余震などから二次災害のおそれがあり、道路の通行や代替交通手段も確保できず、徒歩での帰宅は困難となるため、帰宅可能になるまでの間、一時収容施設（避難所）に収容する。

第2章 応急復旧期

震災初動期の緊急活動が概ね終了し、避難生活継続への対応、がれき処理、ライフライン等の復旧へと活動の重点を移行する時期（概ね3日後以降）を「応急復旧期」とし、諸活動を実施する。

第1節 応急復旧期の組織体制

応急復旧期においては、市民生活の支援、地域社会の早期復興に向けて職員配置をすることとし、初動期の緊急対応組織体制から平常時組織を基本とした体制へと移行する。

なお、業務によっては平常組織の対応とし通常の市の業務を必要最低限維持する。

【各部・各班の分掌業務（応急復旧期：概ね3日目以降）】

(1) 対策本部チーム

機 関 の 名 称		分 掌 業 務
危機管理室	危機管理班 【危機管理室】	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害活動の総括及び統制に関すること。 2 防災会議に関すること。 3 自衛隊及び他の防災機関との連絡調整に関すること。 4 消防団の出動に関すること。 5 災害救助法の適用申請に関すること。 6 本部長室の庶務に関すること。 7 各部への指令の伝達に関すること。 8 民間協力団体との連絡調整に関すること。 9 危機管理室及び各部の情報の総括整理に関すること。
企画部	企画班 【企画政策課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室並びに危機管理室及び各部との連絡調整に関すること。 2 各部の情報の総括整理に関すること。 3 他の部及び危機管理室（以下「部等」という。）への応援に関する こと。
	財政班 【財政課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策予算及び資金に関すること。 2 義援金品の受領及び配分に関すること。 3 他の部等への応援に関すること。
	秘書広報班 【秘書広報課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の広報及び広聴に関すること。 2 報道機関との連絡及び災害情報の発表に関すること。 3 災害の記録に関すること。 4 秘書に関すること。 5 他の部等への応援に関すること。
	情報推進班 【情報推進課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報システムの復旧に関すること。 2 他の部等への応援に関すること。
総務部	管財班 【管財課】 【総務法規課】 【契約課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁舎等の防災に関すること。 2 庁舎等の維持管理に関すること。 3 災害対策用資材購入等に係る契約に関すること。 4 車両の調達及び管理並びに各部等への配車に関すること。 5 他の部等への応援に関すること。
	職員班 【職員課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 労務の供給に関すること。 2 職員の服務、給与及び公務災害に関すること。 3 他の部等への応援に関すること。
	建築営繕班 【建築営繕課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 野外収容施設及び応急仮設住宅の建設に関すること。 2 市有建物等の点検及び整備並びに応急復旧に関すること。 3 建築物の被災判定に関すること。 4 他の部等への応援に関すること。

機 関 の 名 称		分 掌 業 務
協 力 部	議会事務局班 【議会事務局】	1 市議会との連絡に関する事。 2 他の部等への応援に関する事。
	選挙管理委員会事務局班【選挙管理委員会事務局】	他の部等への応援に関する事。
	監査委員事務局班 【監査委員事務局】	他の部等への応援に関する事。
	会計班 【会計課】	1 災害対策に必要な現金及び物品出納に関する事。 2 他の部等への応援に関する事。

(2) 被災市民対策チーム

機 関 の 名 称		分 掌 業 務
市 民 部	市民班 【市民課】	1 遺体の収容及び搬送に関する事。 2 埋葬許可証の交付に関する事。 3 遺体収容所の設置等に関する事。 4 り災証明の発行に関する事。 5 出張所の防災に関する事。 6 他の部等への応援に関する事。
	健康年金班 【健康年金課】	1 医療救護に関する事。 2 医薬品及び衛生資材の調達及び輸送に関する事。 3 医療スタッフの搬送に関する事。 4 保健及び衛生に関する事。 5 保健福祉施設の防災に関する事。 6 保健福祉施設の利用者の避難及び救護に関する事。 7 二次避難所の開設及び運営に関する事。 8 災害時要援護者に対する救護に関する事。 9 被災者の国民健康保険の資格確認に関する事。 10 被災者の国民健康保険料の徴収及び納付期限の延長に関する事。 11 災害対策に従事する職員等の食料の調達及び輸送に関する事。 12 他の部等への応援に関する事。
	課税班 【市民税課】 【資産税課】	1 被災状況の調査に関する事。 2 被災者の市税の減免に関する事。 3 り災証明の発行に関する事。 4 他の部等への応援に関する事。
	納税班 【納税課】	1 被災者の市税等の徴収及び納付期限の延長に関する事。 2 救援物資の搬入及び搬出に関する事。 3 食料・生活必需品等の輸送及び配分に関する事。 4 他の部等への応援に関する事。
福 祉 部	生活福祉班 【生活福祉課】	1 ボランティアの受入及び配備に関する事。 2 傷病者の搬送に関する事。 3 他の部等への応援に関する事。
	援護班 【高齢者支援課】 【障害福祉課】	1 要介護（要支援）認定者の救護に関する事。 2 介護サービス提供事業者等との連絡調整に関する事。 3 災害時要援護者に対する救護に関する事。 4 その他り災者の救護に関する事。 5 保健福祉施設の防災に関する事。 6 保健福祉施設の利用者の避難及び救護に関する事。 7 二次避難所の開設及び運営に関する事。 8 避難所収容者の要介護者に対する介護に関する事。 9 他の部等への応援に関する事。

機 関 の 名 称		分 掌 業 務
子育て支援部	子育て支援班 【子育て支援課】 【保育課】 【児童青少年課】 【子ども家庭支援センター】	1 応急保育に関する事。 2 災害時要援護者に対する救護に関する事。 3 その他災害の救護に関する事。 4 保育園、児童館及び学童クラブの施設の点検及び整備並びに応急復旧に関する事。 5 二次避難所の開設及び運営に関する事。 6 避難所収容者に対する救助及び保護に関する事。 7 施設の点検及び整備並びに応急復旧に関する事。 8 他の部等への応援に関する事。
教 育 部	教育企画班 【教育企画課】	1 学校施設を利用する避難所の開設及び運営に関する事。 2 学校施設の点検及び整備並びに応急復旧に関する事。
	学校運営班 【学校運営課】	3 被災児童及び生徒の学用品の調達及び支給に関する事。 4 他の部等への応援に関する事。
	教育指導班 【教育指導課】	1 教職員の非常配備態勢及びサービスに関する事。 2 教育相談に関する事。 3 他の部等への応援に関する事。
	社会教育班 【社会教育課】	1 施設の点検及び整備並びに応急復旧に関する事。 2 他の部等への応援に関する事。
	スポーツ振興班 【スポーツ振興課】	1 施設の点検及び整備並びに応急復旧に関する事。 2 総合体育館を利用する避難所の開設及び運営に関する事。 3 他の部等への応援に関する事。
	公民館班 【公民館】	1 施設の点検及び整備並びに応急復旧に関する事。 2 田無公民館及び保谷公民館等を利用する避難所の開設及び運営に関する事。 3 他の部等への応援に関する事。
	図書館班 【図書館】	1 施設の点検及び整備並びに応急復旧に関する事。 2 他の部等への応援に関する事。

(3) まち対策チーム

機 関 の 名 称		分 掌 業 務
生 活 環 境 部	生活文化班 【生活文化課】 【産業振興課】	1 外国人の救援及び救護に関する事。 2 市民会館・コール田無を利用する避難所の運営に関する事。 3 施設の点検及び整備並びに応急復旧に関する事。 4 食料及び生活必需品等の調達・供給に関する事。 5 他の部等への応援に関する事。
	環境整備班 【環境保全課】 【ごみ減量推進課】 【みどり公園課】	1 ごみ処理及びし尿収集に関する事。 2 防疫に関する事。 3 市内の消毒に関する事。 4 被災地の清掃に関する事。 5 災害廃棄物処理に係る調整に関する事。 6 施設の点検及び整備並びに応急復旧に関する事。 7 飼育動物の保護に関する事。 8 他の部等への応援に関する事。
	水道班 【水道課】	1 水道施設の点検及び整備並びに応急復旧に関する事。 2 飲料水の確保及び応急給水に関する事。 3 水道工事業者に対する協力要請に関する事。 4 東京都水道局多摩水道改革推進本部への応援要請に関する事。 5 飲料水に係る近隣区市町村への応援要請に関する事。 6 他の部等への応援に関する事。
都 市 整 備 部	都市計画班 【都市計画課】 【再開発課】	1 都市施設の調査及び整備に関する事。 2 被災住宅の応急危険度判定に関する事。 3 他の部等への応援に関する事。
	道路管理班 【道路建設課】 【道路管理課】	1 道路、橋りょう等の調査及び整備に関する事。 2 道路の障害物除去及び応急復旧に関する事。 3 橋りょうの応急復旧に関する事。 4 がれき処理に関する事。 5 建設事業者に対する協力要請に関する事。 6 応急災害対策資器材の備蓄及び調達に関する事。 7 他の部等への応援に関する事。
	下水道班 【用地課】 【下水道課】	1 下水道工事業者に対する協力要請に関する事。 2 下水道等の応急復旧に関する事。 3 河川及び水路の応急復旧に関する事。 4 他の部等への応援に関する事。

第 2 節 避難所の運営

市は、避難を必要とする市民を臨時に収容する避難所を開設し、それぞれに責任者を配置する。

1 避難所の運営

避難所内の防災市民組織等を中心とした住民組織の協力を得て、避難所を運営する。

(1) 管理責任者

避難所には、管理責任者を置く。

(2) 運営主体

管理責任者は、防災市民組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営できるよう、防災市民組織の代表、町会・自治会長、学校等施設管理者、教職員、ボランティアの代表、市職員等が参画する運営組織（協議会等）を立ち上げる。また、ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

(3) 避難所の運営

避難者収容記録簿の作成	管理責任者は、避難者名簿(カード)を配布・回収のうえ、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成する。
食料、生活必需品の調達・供給	管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数を生活文化班に報告し、必要物資を調達する。 到着した食料や物資を受け取った場合は、その都度、避難所物品受払簿に記入のうえ、町会・自治会、ボランティア等の協力を得て配布する。
清掃・衛生対策	管理責任者は、避難者との協力によりトイレ、ゴミ置き場等の清掃体制を確立する。
プライバシーの保護	管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保に留意する（更衣室や授乳室等の確保）。

(4) 災害時要援護者への配慮

市は、避難所を開設した場合、防災市民組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を把握し、健康状態等について聞き取り調査を行う。

市は、調査の結果に基づき、必要とする食料、生活必需品等の調達をするほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

市は、必要に応じて老人福祉施設等二次的避難所を確保するとともに、疎開避難について検討する。

市は、上記調査等を実施する場合、管理責任者等と協議する。

2 開設が長期化する場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、以下の点に留意する。

(1) 避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難所運営

グループ分けの実施
情報提供体制の整備
避難所運営ルールの徹底
避難所のパトロール等

(2) 避難者が落ち着きを取り戻した後の避難所運営

自主運営体制の整備
暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保、生活環境等の改善対策
学校授業再開に向けた対策
避難所の閉鎖を考慮した運営

(3) 保健・衛生対策

救護所の設置
巡回健康相談、栄養相談の実施
入浴、洗濯対策
食品衛生対策

(4) 避難所の統廃合

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の統廃合を図る。

管理責任者は、本部長(市長)から統廃合の指示があった場合、その旨を避難者等に伝える。

管理責任者は、避難所を閉鎖した旨を危機管理室に報告するとともに、施設管理者(学校長等)にも報告する。

3 被災者の移送・受入れ

移送	<p>本部長(市長)は、市内の避難所に被災者を受入れることが困難なとき、他地区(近隣の非被災地区若しくは小被災地区又は隣接県)への移送について、知事(都福祉局)に要請する。</p> <p>被災者の他地区への移送を要請した本部長(市長)は、移送先における避難所管理者(市職員)を定め、移送にあたっては引率者を添乗させる。</p>
受入れ	<p>都から被災者の受入を指示された場合、本部長(市長)は直ちに避難所を開設し、受入態勢を整備する。</p> <p>移送された被災者の避難所の運営は、移送元の他区市町村が行い、市はその運営に協力する。</p>

第3節 広報・広聴

生活情報等を中心に復旧期の災害広報・広聴を進める。

1 応急復旧期の広報

企画部秘書広報班は、応急対策の実施状況、避難救助の状況等を把握し、広報資料の整備を図り、市民へ随時、情報提供をする。

(1) 支援情報

地震発生後、安全性が確保された後は、避難生活・通常生活のための情報が必要となるため、次の事項を中心に広報活動を実施する。

避難所に関すること（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）。 医療救護所に関すること。 救援物資の配布に関すること。 給水・給食・入浴に関すること。 安否情報に関すること。 防疫・健康維持に関すること。 被災者相談窓口の設置に関すること。 被災者に対する援助、助成に関すること。 その他市民生活に必要なこと。
--

(2) ライフライン復旧情報等

企画部秘書広報班は、各部各班、関係機関と密接な連絡を図り、復旧情報についての広報活動に協力する。

上水道、下水道、道路の状況及び復旧に関すること。 電気、ガス、交通機関等の復旧に関すること。 電話の復旧に関すること。 電気・ガスの復旧による火災等の二次災害防止に関すること。

2 被災者相談窓口の設置

災害による家や財産の減失等、被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、被災者相談窓口を開設し広聴活動を実施する。開設時には広報誌等で市民へ周知する。

(1) 相談窓口の開設

市民からの問い合わせ、法律・医療等の専門相談、災害時要援護者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に相談窓口を開設する。

(2) 相談内容

被災者相談窓口への相談内容については、復旧状況、時間経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

なお、聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

上水道・下水道の修理に関すること。
災害時要援護者対策等の福祉に関すること。
り災証明の発行に関すること。
災害弔慰金等の支給に関すること。
災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。
市税等の減免、徴収猶予等に関すること。
住宅の応急復旧や顧資制度の利用に関すること。
中小企業及び農業関係者の支援に関すること。
その他生活再建に関すること。

第4節 飲料水・食料・生活必需品の供給

水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対し、必要な物資の供給に努める。

1 給水活動

生活環境部水道班は、都水道局（多摩対策部）等と協力し、速やかな給水に努める。

(1) 都水道局と市の役割分担

項目	内容
都水道局（多摩対策部）の役割	<p>関係部署と調整し、多摩ニュータウン及び統合各市町に対する配水量の調整を行う。</p> <p>多摩地区で局が直接管理する水道施設の被害調査及び復旧作業を行う。</p> <p>市町の実施する保安点検措置、復旧活動及び応急給水活動について、必要に応じて指揮、相互応援協定に基づく調整を行う。</p>
市の役割	<p>所管する水道施設の被害調査、応急措置及び応急復旧を行う。</p> <p>市内の給水拠点施設において、市の職員による応急給水を行う。</p> <p>相互応援協定に基づく市町間の協力支援を行う。</p>

(2) 目標応急給水量

動員可能な人員による態勢で、最も効率的な応急給水態勢時の目標給水量を次のように設定する。

想定による日程区分	目標水量 (リットル/人・日)	想定・計画
発災後1～3日	3リットル/人・日	この期間は混乱しており、当面の飲料水を1次給水拠点(芝久保浄水所、保谷町浄水所、西東京栄町浄水所)より給水する。
発災後4～7日	7リットル/人・日	混乱も沈静化し、市民も飲料水だけではなく生活用水を求める。水道施設の復旧を開始する。
発災後8～14日	20リットル/人・日	市民への送水も再開され、通水可能な配水幹線より給水し拠点給水の強化を行う。
発災後15～28日	100リットル/人・日	配水管等及び支管の復旧により各管路の消火栓等の仮設給水栓、臨時給水栓から給水する。
発災後29日以降	100リットル以上/人・日	配水小管の復旧により、一部地域(被害が集中する地域等)を除き通常給水に復帰する。

3リットル/人・日とは、生命維持に必要な最低水量

(3) 応急給水方法

	方 法	備 考
1	芝久保浄水所、 保谷町浄水所、 栄町浄水所から 直接給水 (1次給水拠点)	配水池、配水塔、配水幹線を利用する。
2	震災用水源の利用 (2次給水拠点)	震災用井戸、災害対策用受水槽・市施設の受水槽を利用する。
3	仮 設 給 水 栓	無被害配水管の消火栓に仮設給水栓を設置し給水する。復旧工事に伴い、消火栓に仮設給水栓を設置し給水する。
4	臨 時 給 水 栓	仮設管による臨時給水栓を設置し給水する。
5	運 搬 給 水	<p>運搬給水は、水源地及び配水池等貯水施設を運搬給水の基地(1次給水拠点)において実施する。</p> <p>運搬給水の基地においては、本部との連絡を担当するとともに、協力事業者への積み込み、運搬先、運搬回数の指示等の応急給水に係る活動の統制を実施する。</p> <p>1次給水拠点 芝久保浄水所、保谷町浄水所、栄町浄水所 2次給水拠点 災害対策用受水槽、市施設の受水槽 3次給水拠点 避難所</p> <p>1次給水拠点から2次給水拠点(震災用井戸は除く。)へ応急給水する。 3次給水拠点に簡易貯水槽を設置し給水する。</p>
6	ろ 過 給 水	市内小・中学校のプール、貯水槽の水をろ水機でろ過し、給水する()。
7	震災用井戸の活用	飲料水及びトイレ又は洗濯などの生活用水として利用する。

- 1 ろ水機でろ過した水は、基本的には飲料にできるが、水質検査及び消毒が必要である。
- 2 水質検査は、専門機関に委託し、消毒については都に要請する。

(4) 給水留意点

応急給水実施の優先順位	病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の災害時要援護者の施設、避難所、飲食店・公衆浴場等には優先的に供給する。
災害時要援護者への配慮	自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティア等との連携を図る。
広報	<p>給水場所、給水方法、給水時間等について、きめ細かく広報する。</p> <p>報道機関に対しては、定期的に情報を提供する。</p> <p>飲用井戸等を使用する市民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。</p>

2 食料の調達・供給等

市民部納税班及び生活環境部生活文化班は都・国及び協定業者等の協力のもと、迅速に食料の調達・供給に努める。

(1) 食料の調達

炊出し等の体制が整うまでの間、市及び都の備蓄又は調達する食料等を供給する。

市民部納税班・生活環境部生活文化班は、道路障害除去が本格化し、輸送が可能と考えられる3日目以降は、原則として米飯による炊出しを行うとともに、多様な食料需要に対応するため、協定に基づく米穀等の調達、事業者の協力を得て弁当・おにぎりなどを調達する。

市の主食類の備蓄	備蓄量：約2.7万人×2日分（6食分：想定避難者数+帰宅困難者） アルファ化米等
米穀等の調達	震災後およそ3日目以降、避難所等の体制が整い、米の炊出しによる食料提供が可能となった段階で、本部長（市長）は「災害時における米穀調達に関する協力協定書」に基づき、西東京市米穀小売商組合から米穀を調達する。 「災害時における麺類等の供給に関する協力協定書」に基づき、保谷麺業協会から調達する。 生鮮食料品は、JA等から調達する。
都への調達要請	米穀卸売業者の在庫で不足した場合、又は不足するおそれがある場合、知事に調達を要請し、指示を受けた後、東京農政事務所食糧部の指定倉庫から調達する。 災害救助法適用後、食品の給与の必要が生じた場合、状況により食品の調達を都福祉保健局に要請する。
調整粉乳の備蓄	被災乳幼児（1歳半未満）用として必要な調整粉乳は、市（3日分）及び都（4日分）で確保する。

(2) 食料の供給・輸送

概ね3日目以降は、米飯による炊き出しを実施し、市民部納税班及び生活環境部生活文化班は炊き出しの手配を行う。

供給計画	生活環境部生活文化班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、調達・供給計画の作成を行う。
食料の輸送	市民部納税班は、関係部と連携を図りながら食料の輸送を行う。 備蓄食料の輸送：備蓄倉庫から搬出して避難所等へ輸送する。 輸送拠点からの輸送：保谷庁舎・田無庁舎から避難所等へ輸送する。 調達食料の輸送：調達食料については、原則として、協定業者等によって避難所等へ直接輸送する。

炊き出し方法	市民部納税班及び生活環境部生活文化班は、避難所担当職員と協力し、避難所等において炊き出しを実施する。その際、避難者、町会・自治会、民間協力団体・ボランティア等の協力を得る。
応援要請	被災者に対する炊き出しその他による食品等の供給が困難な場合は、炊き出し等について知事に応援要請する。
食料供給の対象者	避難者 ライフラインの遮断による調理不能者 救助作業・その他ボランティア等に従事する者 帰宅困難者等で食料が必要な者
供給留意点	食料の供給は、避難所等において、災害救助法に定める基準にしたがって行う。 食料の供給に当たっては、市民への事前周知等による公平な供給、災害時要援護者への優先供給、衛生管理体制の確保に留意する。

3 生活必需品の調達・供給等

都及び協定業者等の協力のもとに、必要最小限の生活必需品の迅速な確保に努める。

(1) 生活必需品の調達・輸送

市民部納税班及び生活環境部生活文化班は、関係各部と密接な連携を図りながら、生活必需品を調達して輸送する。

供給計画	生活環境部生活文化班は、被害の状況及び避難者数に基づき、必要数量を把握し調達・供給計画の作成を行い、危機管理室に調達を依頼する。
生活必需品の輸送	市民部納税班は、備蓄の毛布等を倉庫から避難所等へ輸送する。
生活必需品の調達	「災害における生活必需品の供給に関する協定」に基づき、大規模小売店など協定業者から調達する。 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも調達する。 災害救助法適用後、生活必需品等の調達数量に不足が生じたときは、状況により、物資の調達を都福祉保健局に要請する。 調達品については、原則として協定業者等によって避難所等へ直接輸送する。

(2) 生活必需品の供給

生活必需品供給の対象者	住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者（自宅に残留している被災者を含む。）とする。被災世帯に対する生活必需品等の供給は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。
-------------	--

生活必需品の内容	<p>被災者の実情に応じて次に掲げる品目等を供給する。</p> <p>寝具（タオルケット、毛布、布団等）、外衣（洋服、作業着、子供服等）、肌着（シャツ、パンツ等の下着）、身廻品（タオル、手ぬぐい、くつ下、サンダル、かさ等の類）、炊事用具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類）、食器（茶碗、皿、はし等の類）、日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ゴザ等の類）、光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス等の類）</p>
供給留意点	<p>生活環境部生活文化班等の担当者は、供給計画に基づき、民間協力団体等と協力して被災者に公平に供給する。</p> <p>被災者に救助物資を供給したときは、原則として被災者から受領書を徴する。</p> <p>生活環境部生活文化班等は、生活必需品等の供給状況を随時、危機管理室に報告する。</p>

第5節 保健衛生活動

被災者の心身両面での健康維持をはじめ、感染症、食中毒の予防のため、良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

1 被災者の健康維持活動

都及び市医師会等と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等の被災者の健康維持に必要な活動に努める。特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いため、被災者の健康管理を行う。

(1) 保健活動

市民部健康年金班は、多摩小平保健所等と連携して震災時における健康相談や指導等の健康対策を実施する。

保健活動チームの編成	市は、巡回健康相談等を行うため、保健師等及びその他必要な職種からなる保健活動チームを編成して避難所等に派遣する。
活動内容	保健活動チームは、都が編成する「水の安全パトロール」や食品監視、防疫活動と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。 保健活動チームは、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う（巡回先：避難所、車中避難者、社会福祉施設、応急仮設住宅など）。

(2) メンタルヘルスケア

被災に関する急性ストレス障害（ASD）、心的外傷後ストレス障害（PTSD）及び長期の避難所生活のストレス等に対処するため、市民部健康年金班（保健活動チーム）は、多摩小平保健所、都による巡回精神相談チームと協力し、被災市民に対する相談体制を確立する。

(3) 透析患者・在宅難病患者への対応

透析患者への対応	透析医療機関の稼働状況等の情報を都から収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる態勢を取る。市は、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給し、復旧について関係機関と調整する。
在宅難病患者への対応	多摩小平保健所、医療機関と連携をとりながら、後方医療機関へ搬送し、医療施設での救護を図る。

2 食品の衛生管理

市民部健康年金班は、衛生上の徹底を推進するなど、多摩小平保健所の活動に協力する。

食中毒の防止	必要に応じ多摩小平保健所と協力し、食品の安全確保を図る。 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 食品集積所の衛生確保 避難所の食品衛生指導 関係施設の貯水槽の簡易検査 仮設店舗等の衛生指導 その他食料品に起因する危害発生の防止 食中毒発生時の対応
食中毒発生時の対応方法	食中毒患者が発生した場合、都が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

3 避難所の衛生管理

避難所の衛生管理	市民部健康年金班は、必要に応じ、都福祉保健局及び多摩小平保健所等と協力し、避難所の衛生管理指導を実施する。 住民の避難所への適正誘導及び収容ならびに過密状況を把握する。 土足禁止区域・喫煙(分煙)区域を設定する。 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。 避難住民間のプライバシーを確保する。 ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
公衆浴場等の確保	生活環境部生活文化班は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。 避難住民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

4 飼育動物の保護等

災害時における飼育動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。

市は、動物愛護の観点から、都・市獣医師会、ボランティア等と協力し、飼育動物の保護や避難所への受入れを行う。

飼育動物とは、飼育されている犬・猫等の小動物とする（東京都動物の愛護及び管理に関する条例第2条第2号に定める特定動物は除く。）。

(1) 動物の保護

生活環境部環境整備班は、関係機関と協議し、飼い主が分からない放し飼い状態等の動物の保護にあたるとともに、市内の動物病院にも保護の協力を要請する。

(2) 避難所における対策

避難所での飼育動物の対策は以下に基づき、各避難所で詳細を定める。生活環境部環境整備班は、市獣医師会と協力し、飼い主とともに避難した飼育動物の適正管理・環境衛生についての必要な指導・助言を行う。

避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。

飼料、水、ゲージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。

盲導犬・介助犬は同伴を許可する。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例に定める危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。

飼育場所は居住スペースとは別とする。

飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。

5 防疫活動

市民部健康年金班・生活環境部環境整備班は、都と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

防疫活動	災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時の消毒、そ族こん虫駆除等を行う。
	災害により防疫活動を必要とする場合、それぞれ次の業務を迅速かつ正確に行う。 (1) 防疫業務 健康調査及び健康相談 避難所の防疫指導 応急治療 感染症予防のため広報及び健康指導 (2) 消毒業務 患者発生時の消毒(指導) 避難所の消毒の実施及び指導
連絡	被災戸数及び防疫活動の実施について、都福祉保健局に対し、迅速に連絡する。
協力要請	防疫活動の実施にあたって、市の対応能力では十分でない場合は、都福祉保健局又は市医師会に協力を要請する。
飲料水の安全確保	必要に応じ都が編成する「水の安全パトロール隊」等と協力し、消毒薬の配布及び残留塩素の確認、消毒後の井戸水等の消毒の確認を実施する。

健康調査	保健活動チームは、医療救護班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努める。また、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。
消毒	防疫・消毒業務と連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
感染症の予防のための広報	健康調査及び健康相談の実施と並行して、都の食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
避難所の防疫・指導	避難所のトイレ、ごみ保管場所等の消毒を行うとともに、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

第6節 災害時要援護者対策

被災した災害時要援護者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動を進める。また、社会福祉施設における福祉サービスを継続実施するため、福祉施設、必要物資、要員等の早期確保を支援する。

詳細は災害時要援護者避難支援プラン（平成20年度作成予定）による。

1 要援護者の被災状況の把握

(1) 要援護者の安否確認及び被災状況の把握

福祉部は、地域包括支援センターを中心に、民生委員、市社会福祉協議会、介護サービス事業者、ケアマネジャー等の協力を得ながら、速やかに災害時要援護者に対応する窓口となる「災害時要援護者対策チーム」を組織し、安否確認を含む被災状況の把握に努める。また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

被災した高齢者、障害者等の福祉ニーズの把握に努める。

2 被災した要援護者への支援活動

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した要援護者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、事業者と協力し、補装具や日常生活用具の支給、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

デイサービス、ショートステイ等の早期再開を支援し、高齢者や障害者等に対する福祉サービスの継続的な提供に努める。

心的外傷後ストレス障害(PTSD)等に対応するため、心のケア対策に努める。

(2) 二次避難所の活用

福祉部は、社会福祉施設等を二次避難所として活用し、自宅や避難所での生活が困難である災害時要援護者等への医療や介護など必要なサービス提供に努める。

(3) 要援護者の施設への緊急入所

居宅、避難所等では生活が困難な要援護者等については、本人の意思のもと、事業者等の協力を得て、社会福祉施設への緊急入所の手続きを迅速に実施する。

(4) 情報提供

福祉部は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要援護者等に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

3 社会福祉施設の応急対策

速やかに平常の福祉活動が実施できるよう、被災状況の把握、施設設備の応急復旧及び代替建物の確保など必要な支援を図る。

社会福祉施設の管理者は、入所者、通所者、利用者、職員の安否及び所在を確認し、福祉部に報告する。

施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等の必要設備を設置する。

被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、福祉施設以外の公共建築物のほか、協力の得られる民間施設を利用する。

4 外国人支援対策

市は、災害ボランティア・センター等と協力的確な情報提供に努める。また、都が開設する外国人災害時情報センター、都防災ボランティア（語学ボランティア）等との協力も併せて行う。

【外国人災害時情報センターの主な業務】

外国人が必要とする情報の収集

区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援

防災（語学）ボランティアの派遣

語学能力のある都職員（語学登録職員）による外国人からの問い合わせ対応

総合相談窓口（外国人相談）への支援

第7節 行方不明者・遺体の取扱い

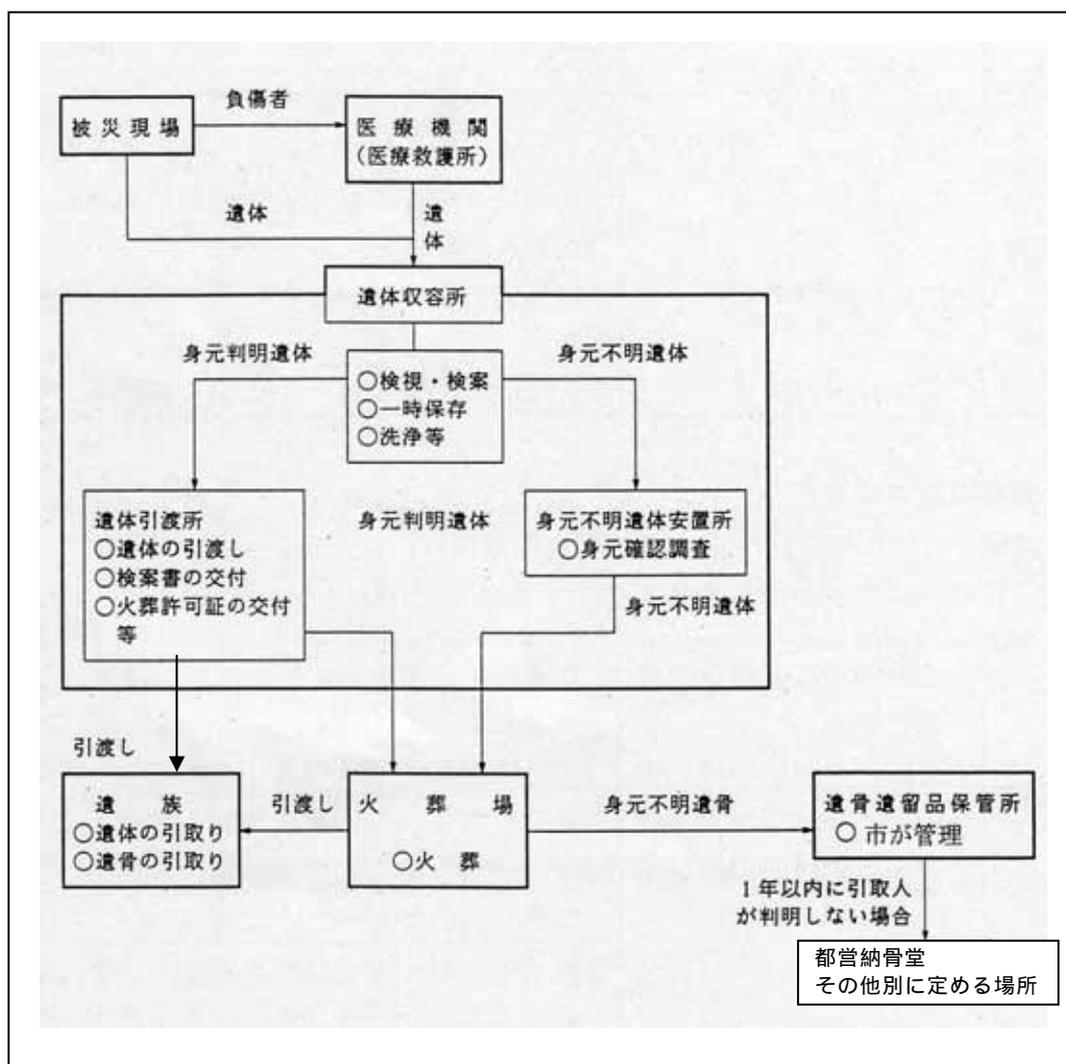
行方不明者の搜索、遺体の収容及び検視・検案並びに火葬等については、市及び都が協力して行う。

1 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、田無警察署、関係機関等の協力、必要に応じ作業員雇上やボランティアの協力を得て実施する。また、市民部市民班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

搜索期間は災害発生日から10日以内とするが、なお搜索を要する場合には、本部長の指示によって継続して実施し、知事に所定の申請をする。

2 遺体取扱の流れ



3 遺体の収容

遺体を発見した場合の措置	<p>遺体を発見した場合、発見者は速やかに田無警察署に連絡する。</p> <p>田無警察署は、遺体検視その他所要の措置を行った後、関係者(遺族又は福祉部)に引き渡す。</p>
遺体の収容	<p>遺体の収容所は、被災地最寄りの寺院又は西東京市スポーツセンター及び南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」の中から選定し開設するとともに、開設状況を都及び田無警察署へ報告する。</p> <p>警察官の検視及び医師の検案を終えた遺体は、速やかに収容所へ搬送し収容する。</p>

4 検視・検案、遺体の身元確認

医療活動との秩序ある分担のもとに、円滑な検視・検案活動が行えるように関係機関と連携を図る。

検視・検案体制の確立	<p>検視・検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、市、都及び田無警察署等は、必要な態勢を確立する。</p>
機関別活動内容	<p>都福祉保健局は、検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案を行う。</p> <p>田無警察署は、検視班を遺体収容所に派遣する。</p> <p>市は、市医師会・市歯科医師会に対し、必要に応じ遺体の検視・検案の協力を要請する。</p>
遺体の身元確認	<p>田無警察署は、身元確認作業を行い、身元が判明しない場合は所持金品と共に市に引き継ぐ。</p>

5 遺体の処理

市民部市民班は、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

遺体の処理方法	<p>遺体の洗浄、消毒等の処置</p> <p>遺体の一時保存</p> <p>資機材等や車両の調達</p> <p>資機材等や車両の調達が困難な場合は、都に応援を要請するほか、葬祭業者等に協力を要請する。</p>
遺体処理の期間	<p>遺体処理の期間は、原則として地震発生から10日間とするが、必要に応じて、知事に期間延長の申請手続きを取る。</p>
遺体処理のための書類	<p>遺体処理にあたっては次の書類を整理する。</p> <p>遺体処理台帳</p> <p>遺体処理支出関係書類</p>

遺体の身元確認	<p>市は、遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名等を記載した「氏名札」を棺に貼付する。</p> <p>田無警察署の協力を得て、身元引受人の発見に努めるが、一定期間(概ね1週間)経過後も身元不明の場合は火葬し、身元が判明次第引き渡す。</p>
遺体の引取り	<p>検視・検案を終えた遺体について、速やかに遺族に引渡し、死亡届の受理、火葬許可書又は特別許可書を発行する。</p> <p>遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。</p>

6 火葬

遺体を迅速かつ適正に火葬するために必要な措置を講ずる。

広域火葬の実施	<p>平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。</p> <p>市民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。</p> <p>都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。</p> <p>遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、受入火葬場まで遺体搬送ができない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。</p>
身元が判明しない遺体	<p>火葬台帳、火葬支出関係書類を作成する。</p> <p>なお、1年以内に引き取り手が判明しない場合は、都営納骨堂等に保管する。</p>

7 死亡者に関する公報

遺体の引渡し等を円滑に実施するため、市は、死亡者に関する公報に関して、都及び田無警察署と連携を保ち、市庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制の整備に努める。

第 8 節 ごみ・し尿・がれき処理

ごみ及びがれき、し尿について、被災地の衛生状態の保持及び迅速な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

1 ごみ処理（生活環境部環境整備班、柳泉園組合）

(1) 初期対応

ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、避難所をはじめ被災地域のごみ収集処理計画を策定する。

(2) ごみ処理対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、災害に伴い発生したごみを、委託事業者とも協議のうえ、なるべく早く収集・運搬し、処理する。また、処理施設は速やかに点検を行い、稼働できるよう措置を講じる。

一般廃棄物の収集及び処理	防疫上、早期の収集が必要な生ごみ等腐敗性の高い可燃ごみは、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。 ごみは可能な限り分別するよう市民に呼びかける。
廃棄物の仮置き	粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は柳泉園での中間処理を基本とするが、処理能力を上回る場合、環境保全に支障のない公有地等を臨時集積地として利用し、一時的にストックする。
公共空間のごみ	道路・河川等に堆積したごみは、原則として管理者が収集し仮置場へ搬入後、最終処分場で処理する。

2 し尿処理（生活環境部環境整備班・都市整備部下水道班）

(1) し尿処理の基本的考え方

生活水の確保により、下水道機能を確保する。
上の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。
なお、貯留分のし尿は原則として下水道施設（水再生センターの他に、幹線管きよを加えていく。）への投入により処理する。

(2) 避難所等における対応

避難所・避難場所	被災後、断水した場合には、学校のプール、井戸、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、下水道機能の活用を図る。それでもなお、水洗トイレが不足する場合は、便槽付きの仮設トイレ等を用意する。
事業所・家庭等	ライフラインの供給停止により従来の生活ができなくなった地域において、井戸等によって水を確保して下水道機能の活用を図る。

(3) 仮設トイレの設置

仮設トイレの設置	<p>上・下水道等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、仮設トイレの必要数及びし尿の収集処理見込み量を把握する。</p> <p>し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。</p> <p>被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障害者等に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。</p>
設置の基準	<p>仮設トイレを次の基準を目安として設置する。</p> <p>仮設トイレ設置台数:1台/100人</p>
仮設トイレの調達	<p>市備蓄の仮設トイレに不足が生じる場合、必要数を確保するために都に協力を要請する。また、トイレトーパー、清掃用品、屋外設置時の照明施設を手配する。</p>

(4) 仮設トイレの管理・し尿処理

仮設トイレの管理	<p>関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。</p> <p>し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、消毒を行う。</p> <p>設置場所の管理者及び防災市民組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。</p>
処理	<p>し尿処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。</p>

3 がれき処理（生活環境部環境整備班、都市整備部道路管理班・下水道班、関係機関）

(1) 初期対応

関係各部署は、関係機関と協力し、焼失家屋等の焼け残り、倒壊及び解体により発生する廃木材やコンクリート等のがれき処理に必要となる情報を把握し、処理計画を策定する。

臨時集積地への仮置き	<p>多量のがれきが発生した場合は、公園等に仮置きするとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。</p>
がれき処理対象範囲	<p>がれきの撤去は個人住宅や一部の中小事業所等に限り実施するが、国・都等の倒壊建物の解体処理など特例措置も含め、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。</p>

(2) がれきの除去・処理

関係各部署は、関係機関・市建災防協会と協力し、がれき除去、道路啓開、倒壊建物の解体、仮置き、中間処理、最終処分を実施する。

がれき除去	<p>危険なもの、道路通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。</p> <p>住家及びその周辺に発生したがれきを、速やかに除去する。</p> <p>河川、公共下水道・排水路等巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去する。</p>
がれき処理	<p>臨時集積地に、がれきの選別等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。</p> <p>倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、臨時集積地へ直接搬送し不燃、可燃等に分別し、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。</p> <p>アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、環境汚染に十分配慮する。</p> <p>建築物の解体作業現場におけるアスベスト飛散防止対策を含む粉塵飛散防止対策を指導する。</p> <p>再利用が不可能なものに限り焼却処分するなど、できるだけ減容減量化したうえで、環境汚染防止に十分配慮しつつ都が管理する既存の最終処分場に搬入する。</p>

第9節 建築物・住宅応急対策

被災した住宅の倒壊等により生じる二次災害を防止するため、都と協力して被災住宅の応急危険度判定の実施に努める。また、被災した住宅の応急修理に努めるとともに、住居を滅失した世帯に対する一時提供住宅や応急仮設住宅の確保を図る。

1 応急危険度判定の実施

(1) 被災住宅の応急危険度判定

二次災害防止のため、被害情報等に基づき、建築物の応急危険度判定を実施する。

応急危険度判定作業の準備	都市整備部都市計画班は、応急危険度判定作業に必要なものを準備する。 住宅地図等の準備、割当区域の計画 応急危険度判定員受入れと判定チームの編成 判定実施マニュアル、調査票、判定標識、備品等の交付 応急危険度判定員の宿泊場所、食事、車両の手配
調査の体制	都市整備部都市計画班は、応急危険度判定員有資格者の職員を中心として応急危険度判定本部を構成する。
応援要請	市単独で被災建築物応急危険度判定を実施することが困難であると判断した場合、都は「東京都防災ボランティア要綱」に基づいて登録した応急危険度判定員の出動要請等を行う。
判定結果の表示	調査結果は「危険」「要注意」「調査済」の張り紙により、居住者・歩行者に周知を図る。

(2) 被災宅地の応急危険度判定

二次災害防止のため、がけ崩れ等の危険がある場合、都の協力を得て被災宅地危険度判定士による危険度判定を実施する。

2 住家等被災判定の実施（市民部市民班・課税班）

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の発行や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

(1) 現地調査の実施

第一次調査	市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。
第二次調査	第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。

(2) 調査方法

第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行う旨(地区、日程)の広報を実施し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査を実施する。

3 住居障害物の除去

除去の対象者	がけくずれ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれ生活に支障をきたしている者 自らの資力をもってしては除去できない者
除去作業	都市整備部道路管理班は、協定業者等の協力のもとに除去作業を実施する。 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。
応援要請	協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、危機管理室を通じ都へ要請する。

4 被災住宅の応急修理

市に災害救助法が適用された場合、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない住宅について、居住に必要な最小限の応急修理を行い、応急仮設住宅需要の低減を図る。

応急修理の対象者	住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活ができない者。 自らの資力をもってしては応急修理ができない者。
修理方法	都が、(社)東京建設業協会のあっせんする建設業者により実施する。
修理の範囲	居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分を対象とする。
修理の期間	災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

5 一時提供住宅の供給

市に災害救助法が適用された場合、危機管理室は、都と協力し、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

提供可能戸数の把握	市が所管する公的住宅の空家で提供可能な住宅戸数を把握し、都に報告する。
必要住宅戸数等の把握	住宅の提供が必要な世帯数及びその世帯の家族構成、人数等必要な事項を把握する。
援助要請	都営住宅、公団・公社、他市町村の公営住宅、民間賃貸住宅等の提供を受ける必要がある場合は、都に援助を要請する。

帳票の整備	一時提供住宅を供給した場合、各住宅の管理主体は、住宅の管理及び入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。
-------	--

6 応急仮設住宅の供給

市に災害救助法が適用された場合、住宅を失い自己の資力では住宅を確保できない被災者に向け、都は、(社)東京建設業協会及び(社)プレハブ建築協会等があっせんする建設業者に発注し、応急仮設住宅を建設する。

(1) 入居対象者

応急仮設住宅の入居対象者は、災害時において本市に居住し、次の各号の全てに該当するもののほか、知事又は市長が必要と認めるものとする。

住家が全焼、全壊又は流出した者
居住する住家がない者
自らの資力では住家を確保できない者

(2) 応急仮設住宅の建設・管理

建設用地	都市整備部都市計画班は、応急仮設住宅建設用地を次の順位に従って決定する。 当面利用目的が決まっていない公共用地 市立公園 民間の遊休地
建設着工期限及び供給期間	災害発生の日から20日以内に着工し、供給期間は、原則として完成の日から2年以内とする。
建設資材の調達	必要な建築資材の調達は都が対応するが、災害救助法が適用されない場合は、関係業者から調達し、資材が不足する場合は、都に対し資材のあっせんを要請する。
仮設住宅の管理	応急仮設住宅の管理は、原則として都が都営住宅の管理に準じて行うものとし、入居者管理は市が行う。

第10節 ライフライン・公共施設の応急復旧

被害を受けたライフライン施設について速やかに応急復旧を進め、応急供給を実施するとともに、各事業者は市民に対して復旧状況等についての情報を提供する。また、鉄道及び道路等の交通機能の維持・回復に努める。

1 上水道(生活環境部水道班)

動員態勢の確立	震災時における飲料水の確保、応急復旧及び情報連絡等に従事する必要人員並びに資器材等を確保するため、動員態勢を確立する。 なお、水道班員で不足する人員は、他の部課職員、水道関係機関等の応援を求める。また、不足する車両及び資器材等についても同様とする。
応急連絡態勢の確立	震災時には、電話の不通や混乱が考えられるため、市地域防災無線及び多摩水道改革推進本部の移動無線を活用し、応急連絡態勢の確立を図る。
施設及び復旧優先順位	浄水施設、送・導水施設、配水施設 医療施設等への給水を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。 市内主要幹線 病院、学校その他緊急給水施設への配水小管 その他の配水小管
給水装置の応急復旧	次により応急復旧を重点的に行う。 配水管の通水機能(水配)に支障を及ぼすもの(漏水多量のものの復旧、被災給水栓の閉栓) 道路漏水で特に交通等の支障があるもの 建築物その他の施設に大きな被害を及ぼすもの
配水管の応急配管並びに仮設給水栓・臨時給水栓の設置	配水管の被害が著しく、復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、適当な間隔で臨時給水栓を設置する。 給水装置の被害が著しく、復旧が困難な地区に対しては、仮設給水栓を設置する。
応急復旧用資器材等の調達	震災時の配水管及び給水装置の資材は、工事現場の未使用材料を優先使用することを基本とし、不足分は工事事業者及び多摩水道改革推進本部より支給を受ける。 応急復旧用工器具は、市内の東京都指定給水装置工事事業者の協力により対処する。
市内の事業者との応援態勢	市内の指定給水装置工事事業者との連絡態勢を確立する。また、水道工事店を通じ、応援可能な人員を動員する

多摩水道改革推進本部及び他市町との応援態勢	「多摩地区都営水道の災害時の相互応援協定」に基づき、多摩水道改革推進本部及び他市町へ応援を要請する。
-----------------------	--

2 下水道（都市整備部下水道班）

活動態勢	非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対して迅速に応急措置活動を行う。
応急復旧対策	<p>応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。</p> <p>下水道施設の被害に対し、各施設の調査、点検を行い、緊急措置を講じるとともに、管渠の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急復旧計画を迅速に策定し対処する。</p> <p>工事施工中の箇所は、請負者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに、状況に応じて現場要員、資機材の補給を行わせる。</p> <p>下水道施設については、地盤が軟弱な地域を中心に、比較的浅い位置に埋設されている経年化等による老朽化の継手部のズレ、ひび割れ等の被害が発生し、被害箇所から管渠内に流れ込んだ土砂によって流下機能が低下するものと予想されるため、下水道施設に破損や流下機能の低下等の被害が発生した場合、迅速かつ的確な対応で応急措置に必要な資機材を駆使し復旧に努める。</p> <p>主要施設から漸次復旧を図る。特に、幹線管渠等の主要施設の復旧に努め、その後枝線管渠、枒・取付管の復旧を行う。</p>
広報	危機管理室・企画部秘書広報班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

3 電力(東京電力)

活動態勢	地震によって機能が停止又は低下した電力供給施設の早期復旧のため、社で定める非常態勢に則り、速やかに参集し、応急復旧対策を実施する。
応急復旧対策	電力供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。
広報	市災害対策本部に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても感電事故防止のための周知、被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

4 ガス（東京ガス）

活動態勢	地震が発生した場合、社で定める対策組織を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。
応急復旧対策	ガス供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。
広報	市災害対策本部にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

5 通信（NTT東日本）

活動態勢	電気通信設備等の保全及び被害の復旧を迅速に実施する。
応急復旧対策	電気通信設備の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。
広報	市災害対策本部に通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

6 鉄道（西武鉄道）

活動態勢	地震が発生した場合、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。
応急復旧対策	列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。
広報	市災害対策本部に各施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

7 道路(都市整備部道路管理班)

活動態勢	道路管理者は、被災した道路について、優先順位の高い道路から順に道路機能の早期復旧を図る。
応急復旧対策	<p>道路・橋りょう等の被災状況の把握及び応急復旧の検討 被災状況の把握を行い、道路・橋りょう等の応急復旧方法を検討する。</p> <p>応急復旧工事 復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を協定業者等の協力によって実施する。</p> <p>道路上の障害物の除去及び処理 緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。</p> <p>緊急輸送路・交通規制対象路線の情報収集 都市整備部道路管理班及び危機管理室、並びに都、関東地方整備局、田無警察署は、震災時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換を行う。</p>
広報	危機管理室・企画部秘書広報班に道路の被害状況、応急復旧見込み等を報告する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

第11節 応急教育

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置を取る。

1 学校の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置を取る。

応急対策の実施	<p>学校長は、児童・生徒等が学校管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を適切な場所に保護する。その後、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合、保護者に対して児童・生徒等の安全な引渡しを図り、児童・生徒等を帰宅させる。</p> <p>学校長は、災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告しなければならない。</p> <p>学校長は、状況に応じて教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置を取る。</p> <p>学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。また、学校が避難所となる場合、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るように努める。</p> <p>避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。</p> <p>被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、仮設校舎を建設する。</p> <p>学校長は、応急教育計画を作成したとき教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。</p> <p>教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。</p>
---------	---

2 応急教育の実施

施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。

<p>応急教育の実施</p>	<p>学校長等は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。</p> <p>教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。</p> <p>教育活動の再開に当たっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。</p> <p>学校長等は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。</p> <p>学校長等は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。</p> <p>他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。</p> <p>教育委員会は、学校間の教職員の応援体制について都教育委員会と必要な調整を行う。</p>
<p>健康管理等</p>	<p>被災した児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、都教育委員会、多摩小平保健所等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。</p>
<p>学校給食の措置</p>	<p>学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。</p> <p>なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。</p> <p>避難所として学校給食施設で炊き出しを実施する場合 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合</p>

3 学用品等の給与

学用品の調達は、原則として知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与は市が行う。

なお、知事が職権を委任した場合は、市長が教育委員会及び学校長等の協力を得て、調達から給与までの業務を行う。

<p>給与(支給)の対象</p>	<p>住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む)、文房具及び通学用品を給与(支給)する。</p>
<p>学用品給与の方法</p>	<p>学校及び教育委員会の協力を受けて行う。</p> <p>被害別、学年別の学用品購入(配分)計画を作成する。</p>

学用品給与 の費用限度	教科書(教材を含む。)の実費 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額
----------------	--

第12節 応急保育

保育園、児童館及び学童クラブの応急対策等を講じ、乳幼児・児童の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保について万全を図る。

1 保育・児童館・学童クラブの応急対策

緊急避難の措置	各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、状況に応じて緊急避難の措置を取るとともに、避難場所の所在を明確に保護者に伝達する。
被害状況の把握	各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、災害の規模、乳幼児、児童、職員及び施設設備の被害状況を迅速に把握し、施設の管理に必要な職員を確保して万全の措置を講じる。

2 災害復旧時の体制等

速やかに平常の保育等活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧、代替施設の確保など必要な措置を取る。

臨時編成の調整	各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、応急保育計画・応急指導計画に基づき、臨時のクラス編成を実施するなど、災害状況に即応するよう速やかに調整する。
災害復旧時の態勢	子育て支援部子育て支援班の責務は次のとおりである。 職員を掌握するとともに、乳幼児・児童の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にして復旧態勢に努める。 保育園・児童館・学童クラブに対する情報及び指令の伝達について、万全の措置を講じる。 避難所等に保育園・児童館・学童クラブを提供したため、長期間施設が使用不可能となる場合、他の公共施設の確保を図り、早急に保育の再開に努める。 災害の推移を把握し、各保育園・児童館・学童クラブの責任者に、平常保育・指導育成に戻すように努めさせる。その時期については、早急に保護者に連絡する。 災害により、登園できない乳幼児・児童についての実情把握に努める。

第13節 災害救助法の適用

被害状況を詳細に把握・報告するとともに、災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

1 詳細被害状況の調査

(1) 各部所管施設の被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施するとともに、市内をブロックに分け調査し、被害情報を集約する。

各部各班は、所管施設の被害状況を調査し、危機管理室へ報告する。

各部各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに危機管理室へ報告する。

被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

(2) 把握する内容

各部・班は、緊急対応が終了した段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

把握する内容	
人的被害	死者、行方不明者の状況 負傷者の状況
住家被害	全壊・半壊・一部損壊の状況 応急危険度判定
非住家被害	公共建物
その他被害	田畑の被害状況 文教施設の被害状況 医療機関の被害状況 道路、橋りょうの被害状況 河川、水路等の被害状況 水道施設の被害状況 下水道施設の被害状況 ごみ処理施設等の被害状況 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況
被害金額	公共文教施設の被害金額 農業施設の被害金額 その他公共施設の被害金額 農林、商工の被害金額

2 被害状況の報告

(1) 被害状況等報告

災害の発生報告、概括的被害情報の報告に続き、危機管理室は、都に対し中間報告及び決定報告を行う。

詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応	地震発生直後の都への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。
報告の方法	都災害情報システム、都防災行政無線、電話・ファクシミリ等によって報告する。
応急措置完了後の対応	応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式的全項目について報告する。

(2) 収集・報告に当たって留意すべき事項

被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び部内の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

市は、情報収集の迅速・正確を期すため、情報収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておく。

被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、都等に応援を求めて実施する。

り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

3 災害救助法の適用手続き

(1) 災害救助法の適用基準

市における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

滅失世帯（住家滅失世帯）数が100世帯以上のとき。

被害が広範囲にわたり、都内の滅失世帯の総数が2,500世帯以上に達したときで、かつ、本市の滅失世帯数が50世帯以上に達したとき。

被害が都内全域に及び大災害で、都内の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合又は災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

被災世帯の算定：世帯数は、全壊(全焼)、流出等の世帯を標準とし、半壊(半焼)した世帯は2世帯を、床上浸水や土砂堆積で居住できない世帯は3世帯をもって、1世帯と算定する。

(2) 災害救助法適用手続き

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、都に災害救助法の適用手続きを行う。災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、以下のとおりとなる。関係各部署は、危機管理室と密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

被害状況の把握（適用基準該当の確認）

適用申請（市長から知事へ）

適用（災害救助法による救助の実施）通知（知事から市長へ）
災害救助法による救助の実施指示（市長（本部長）から関係各部へ）

(3) 救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたることになっているが、知事はその職権の一部を事前委任した救助の実施については市長が行う。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができない場合又は委任を受けた場合は、市長が自ら救助に着手する。

市長が事前委任を受けている災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
医療及び助産
災害にかかった者の救出
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
災害にかかった住宅の応急修理
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
学用品の給与
埋葬
死体の捜索及び処理

「災害救助法による救助の内容等」は資料を参照。